
第2編 震災対策編

<目 次>

第1章 総則.....	2-1
第1節 計画の目的及び位置づけ.....	2-1
第2節 災害対策の基本理念、基本方針及び活動目標.....	2-3
第3節 双葉町の概況と災害要因の変化.....	2-6
第4節 双葉町の地震災害と地震・津波想定調査.....	2-8
第5節 調査研究推進体制の充実.....	2-18
第6節 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱.....	2-18
第2章 災害予防計画.....	2-19
第1節 防災組織の整備・充実.....	2-19
第2節 防災情報通信網の整備.....	2-21
第3節 都市の防災対策.....	2-22
第4節 上水道、下水道及び工業用水道施設災害予防対策.....	2-28
第5節 電力、ガス施設災害予防対策.....	2-31
第6節 河川・海岸等災害予防対策.....	2-32
第7節 地盤災害等予防対策.....	2-34
第8節 火災予防対策.....	2-35
第9節 積雪・寒冷対策.....	2-37
第10節 緊急輸送路等の指定.....	2-38
第11節 避難対策.....	2-39
第12節 医療（助産）救護・防疫体制の整備.....	2-43
第13節 食料等の調達・確保、防災資機材等の整備及び廃棄物処理計画の策定.....	2-44
第14節 防災教育.....	2-46
第15節 防災訓練.....	2-48
第16節 地域防災力の充実強化.....	2-50
第17節 要配慮者対策.....	2-51
第18節 ボランティアとの連携.....	2-54
第19節 災害時相互応援協定の締結.....	2-55
第20節 双葉町特有の状況を踏まえた災害予防対策.....	2-56
第3章 災害応急対策計画.....	2-57
第1節 応急活動体制.....	2-57
第2節 職員の動員配備.....	2-59
第3節 地震災害情報の収集伝達.....	2-63
第4節 通信の確保.....	2-67
第5節 相互応援協力.....	2-68

第6節	災害広報	2-69
第7節	消火活動	2-70
第8節	救助・救急	2-73
第9節	自衛隊災害派遣要請	2-74
第10節	避難	2-75
第11節	避難所の設置・運営	2-76
第12節	医療（助産）救護	2-77
第13節	道路の確保（道路障害物除去等）	2-78
第14節	緊急輸送対策	2-79
第15節	防疫及び保健衛生	2-80
第16節	廃棄物処理対策	2-81
第17節	救援対策	2-83
第18節	被災地の応急対策	2-84
第19節	応急住宅の供与・住宅の応急修理	2-85
第20節	行方不明者の捜索、遺体の措置等	2-86
第21節	生活関連施設の応急対策	2-87
第22節	道路、河川管理施設等及び公共建設物の応急対策	2-88
第23節	文教対策	2-92
第24節	要配慮者対策	2-93
第25節	ボランティアとの連携	2-94
第26節	災害救助法の適用等	2-95
第27節	双葉町特有の状況を踏まえた災害応急対策	2-96
第4章	災害復旧計画	2-97
第1節	施設の復旧対策	2-97
第2節	被災地の生活安定	2-98
第5章	津波災害対策	2-99
第1節	津波災害対策の概要	2-99
第2節	津波災害予防対策	2-105
第3節	津波災害応急対策	2-117
第4節	津波災害復旧・復興計画	2-130

第1章 総則

第1節 計画の目的及び位置づけ

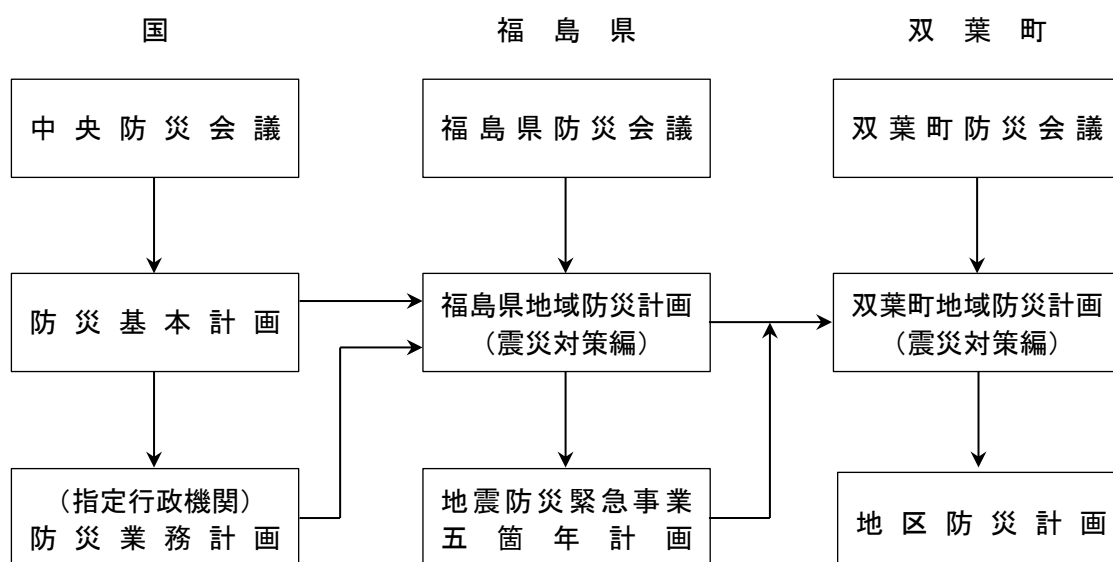
1 計画の目的

地域防災計画震災対策編は、本町の地震災害及び津波災害全般に関して、総合的な対策を定めたものであり、町、関係機関、住民等が、本計画に基づき災害に強い、安全な地域づくりを進めるとともに、相互に緊密な連携を取りつつ、その有する全機能を有効に発揮し、地震災害及び津波災害が発生した際の的確な災害応急対策及び復旧対策を実施することにより、住民の生命、身体及び財産を地震災害及び津波災害から守ることを目的とする。

2 計画の位置づけ

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、双葉町防災会議が作成する計画で、地震災害及び津波災害に関する計画として定めたものであり、国の防災基本計画、防災業務計画、県地域防災計画と連携した計画である。

図表2-1 国、県、双葉町における防災会議と防災計画（震災対策編）の位置づけ



3 計画の構成

このことについては、「第1編第1章第1節3」を参照するものとする。

4 計画の推進及び修正

(1) 地震防災緊急事業五箇年計画

県は、地震防災対策の強化を図るため、地震防災対策特別措置法に基づき地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する地震防災緊急事業五箇年計画を策定しており、町は積極的に事業の推進を図る。

(2) 計画の推進と修正

町防災計画の計画的な推進を図るため、地震防災緊急事業五箇年計画に定められた実施事業を中心として緊急度の高いものから優先的に事業及び対策を実施する。

また、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正するものとする。

5 計画の周知徹底

町及び関係機関は、平素から訓練、研究その他の方法により、この計画の習熟及び周知徹底を図るものとする。

(1) 防災教育及び訓練の実施

このことについては、「第1編第1章第1節5(1)」を参照するものとする。

(2) 防災広報の徹底

このことについては、「第1編第1章第1節5(2)」を参照するものとする。

第2節 災害対策の基本理念、基本方針及び活動目標

1 災害対策の基本理念

このことについては、「第1編第1章第2節1」を参照するものとする。

2 基本方針

この計画は、地震防災に関し、国、県及びその他の公共機関等と連携し、必要な体制を確立し、実施責任を明確にするとともに、災害予防、災害応急対策、災害復旧及びその他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的、計画的な地震防災行政の整備及び推進を図ることを目的としており、計画の樹立及びその推進に当たっては、以下の事項を基本とする。

(1) 災害に強いコミュニティの形成

このことについては、「第1編第1章第2節2(1)」を参照するものとする。

(2) 広域連携による災害対応力の強化

このことについては、「第1編第1章第2節2(2)」を参照するものとする。

(3) 災害対策本部の応急対策活動能力の強化

このことについては、「第1編第1章第2節2(3)」を参照するものとする。

(4) 職員全体の対応能力の強化

このことについては、「第1編第1章第2節2(4)」を参照するものとする。

(5) 要配慮者への配慮

このことについては、「第1編第1章第2節2(5)」を参照するものとする。

(6) 防災拠点等となる建築物の機能確保

このことについては、「第1編第1章第2節2(6)」を参照するものとする。

(7) 地震・津波被害想定調査結果の反映

近年における社会経済情勢の変化、東日本大震災及び阪神・淡路大震災の教訓等の反映に努めるとともに、「第1章第4節2」及び「第5章第1節2」に掲げる「地震被害・津波被害の想定」に対応できるように、体制の整備に努めていく必要がある。

具体的には、災害対策本部の初動体制、救助・救急活動、消火活動、医療・救護活動等の発生直後の応急・復旧対策活動、情報伝達体制、物資等の調達体制、広域的な応援協力体制、避難対策、ボランティアの受入れ体制等に関する新たな知見を踏まえて防災

1 行政を立案していくことが重要である。

2 (8) 災害に強いまちづくり

3 このことについては、「第1編第1章第2節2(7)」を参照するものとする。

4

5 **3 発災後の時間別の活動目標**

6 被害の様相は、発災直後からの時間の経過とともに刻々と変化する。そのため、各時
7 間帯で優先すべき災害対策活動の目標も段階的に変化する。

8 防災関係機関等の様々な防災主体が、相互に連携しながらスムーズな災害対策活動を
9 実施するためには、各主体に共通の活動目標が基本として存在していることが重要であ
10 る。

11 このため、発災後の時間的な区切り方、各段階での呼び方、活動目標を整理する。

12

1 図表2-2 発災後の時間別の活動目標

発災後フェーズ		活動目標
直後	即時対応期	<ul style="list-style-type: none"> ■ 初動体制の確立 ・ 対策活動要員の確保（非常招集） ・ 対策活動空間と資機材の確保 ・ 被災情報の収集・解析・対応
直後～数時間以内		<ul style="list-style-type: none"> ■ 生命・安全の確保（瞬時の対応） ・ 初期消火、救助・救出、応急医療活動の展開 ・ 火災延焼の阻止活動、津波・火災延焼に対応した住民避難誘導活動等 ・ 広域的な応援活動の要請
1日目～3日目	緊急対応期	<ul style="list-style-type: none"> ■ 生命・安全の確保（72時間以内の対応） ・ 専門部隊等も加えた本格的な行方不明者の捜索、救出活動、災害医療等の生命の安全に関わる対策 ・ 広域的な協力による火災消火対策活動、地盤崩壊対策活動等の遂行 ・ 道路啓開、治安維持に関する対策 ・ 有毒物・危険物の漏洩対策等の二次災害の防止関連対策 ・ 給食、給水、避難所の開設と運営、救援物資等の調達と配給、生活関連情報の提供等の代替サービスの提供
4日目～1週間	応急対応期1	<ul style="list-style-type: none"> ■ 被災者の生活の安定（最低限の生活環境） ・ ライフラインの早期復旧等の社会的なフローの早急な回復
1週間～1ヶ月	応急対応期2	<ul style="list-style-type: none"> ■ 被災者の生活の安定（日常活動環境） ・ 通勤、通学手段、就業、就学環境の早急な回復 ・ 代替ルートの整備等による物流等の経済活動環境の回復
1ヶ月～数ヶ月	復旧対応期	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域・生活の回復 ・ 被災者のケア ・ ガレキの撤去 ・ 都市環境の回復 ・ 生活の再建
数ヶ月以降	復興対応期	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域・生活の再建・強化 ・ 教訓の整理 ・ 都市復興計画の推進 ・ 都市機能の回復・強化

2

第3節 双葉町の概況と災害要因の変化

1 概況

(1) 位置及び地勢

このことについては、「第1編第1章第3節1(1)」を参照するものとする。

(2) 地質

地質については、「第1編第1章第3節1(2)」を参照するものとする。

(3) 河川及び海岸

このことについては、「第1編第1章第3節1(3)」を参照するものとする。

(4) 人口

このことについては、「第1編第1章第3節1(4)」を参照するものとする。

(5) 土地利用の変遷

このことについては、「第1編第1章第3節1(5)」を参照するものとする。

(6) 地域の災害危険性の把握

このことについては、「第1編第1章第3節1(6)」を参照するものとする。

(7) 地盤の固有周期分布特性

地盤の固有周期とは地盤が最も強くゆれる周期で、地盤固有の特性である。地盤が固ければ固有周期が短く、逆に地盤が軟らかければ固有周期が長い。その地盤の上に立つ建物の固有周期と近ければ共振現象により、被害が大きくなる可能性が高い。

通常の木造建物の固有周期は、古いものが0.5~0.6秒程度、新しいものが0.3秒程度である。非木造建物は階数と比例しており、住宅(2階建)の場合、0.1~0.2秒程度であることから、地盤の固有周期がわかれば、それだけでも被害程度のおおよその見当をつけることが可能である。

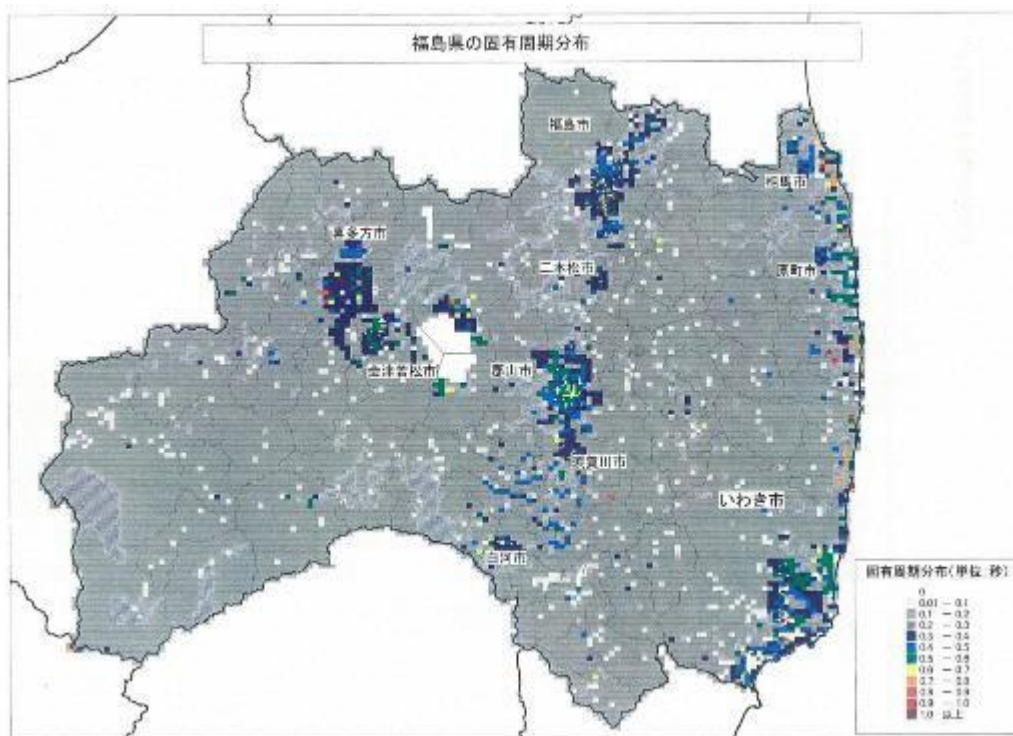
本県の地盤の固有周期分布は、次図のとおりであり、浜通りの相馬市、南相馬市、いわき市など沿岸部の地域では、地盤の固有周期が長い地盤となっており、比較的軟らかい地盤であるといえる。

固有周期が長い(=地盤が軟らかい)地域では一般に地震動が大きくなりやすいことから、これらの地域では、被害が大きくなる可能性がある。

なお、この固有周期分布図は、福島県地震・津波被害想定調査の中で作成したもので、一部には周辺のボーリングデータ等から類推された地区もあるため、実際の地盤の固有

1 周期は異なる場合がある。

2 図表2-3 福島県の固有周期分布図



3

4 2 災害要因の変化

5 このことについては、「第1第1章第3節2」を参照するものとする。

第4節 双葉町の地震災害と地震・津波想定調査

1 既往の地震災害と本町周辺における地震発生特性

地震は、発生の仕組みからみると、大きく分けて二つのタイプにまとめられる。プレートがぶつかりあうプレート境界で発生する海溝型地震と、プレート内部の活断層がずれることによって発生する内陸の直下の地震の二つである。

(1) 直下の地震（内陸部の断層の破壊によって発生する地震）

本町に関わる阿武隈高地東縁部にある双葉断層は、宮城県亶理郡亶理町から福島県相馬市を経て南相馬市にかけてほぼ南北方向に延びており、全体としての長さは16～40kmで、左横ずれが卓越し、西側隆起成分を伴う断層である。

(2) 海溝型地震（プレート境界部を震源として発生する地震）

ア 本県沖における地震発生特性

海溝型地震はプレート活動に起因し、プレート境界部で発生する。本県沖は太平洋プレートの沈み込み部であるために、比較的地震発生頻度の高い地域であるといえる。また、隣接する他県沖にもプレート境界が連続しているために、本県沖以外で地震が発生した場合でも被害を受ける可能性がある。

イ 地震発生履歴

(ア) 1987年（昭和62年）4月7日福島沖地震

この地震により、石堀の転倒4箇所、屋根のむね瓦の落下28箇所、被害総額9,000千円の被害が発生した。

(イ) 2011年（平成23年）3月東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）モーメントマグニチュード (M_w) = 9.0

11日午後2時46分頃、三陸沖を震源とした地震があり、県内全域で大きな揺れが発生し、11市町村で最大震度6強を観測した。浜通り沿岸が大津波に襲われ、沿岸を中心に大きな被害が発生した（下記（4）に詳述）。

また、4月11日には浜通りを震源として余震と思われる $M=7.0$ の地震が発生し、いわき市、古殿町、中島村で震度6弱を観測した。

(3) 過去の津波被害

本県では、記録に残る以下の津波災害が発生している。

1 ア 1611年（慶長16年）12月M=8.1

2 三陸沿岸及び北海道東岸にかけて大きな地震があり、津波により相馬領で700名が死
3 亡した。

4 イ 1677年（延宝5年）11月（磐城地方）M=8.0

5 磐城地方に強い地震があり、500余名が死亡した。また、午後8時ごろ小名浜に地震
6 があり、家屋1,000余戸が流出し、80余名が溺死した。

7 ウ 1696年（元禄9年）6月（磐城地方）強震地域—磐城小名浜

8 磐城地方に強い地震があり、小名浜に高潮が発生。この地震と高潮のため、2,450名
9 が死亡した。

10 エ 1793年（寛政5年）2月（陸前・陸中・磐城、震源は宮城県沖）M=8.0~8.4

11 余震が多く、相馬では10ヶ月も続いた。また、津波は相馬・いわきで発生しており、
12 この地震による人的被害は相馬で死者8名、矢祭で死者3名となっている。

13 オ 1938年（昭和13年）11月（福島県東方沖地震）M=7.5

14 津波による被害は発生しなかったが、小名浜で107cmの津波を観測した。

15 カ 1960年（昭和35年）5月（チリ地震津波）Mw=9.5

16 チリ沖で発生した巨大地震に伴い、津波が地震発生から約1日後に日本沿岸に到達し
17 た。いわゆる遠地津波であり、県内で死者4名、負傷者2名の人的被害が発生した。

18 (4) 東北地方太平洋沖地震とそれに伴う大津波（東日本大震災）の発生

19 3月11日午後2時46分、三陸沖（北緯38度06.2分、東経142度51.6分、深さ24km）
20 を震源としたMw=9.0の巨大地震が発生し、福島県沿岸に巨大津波が到達し、甚大な
21 被害が発生した。

22 ア 津波警報等の発表状況

23 3月11日14時49分 津波警報（大津波）発表 予想高さ3m

24 15時14分 予想高さの修正 6m

25 15時30分 予想高さの修正 10m以上

26 3月12日20時20分 津波警報（津波）に切り替え

27 3月13日7時30分 津波注意報に切り替え

28 17時58分 津波注意報解除

29 イ 津波の観測値

30 相馬 第1波 -1.2m（引き波） 時刻不明

31 最大波 9.3m以上 15時51分

1 小名浜 第1波 260 c m 15時8分
 2 最大波 333 c m 15時39分

3 **ウ 被害**

4 浜通り沿岸全域が津波被害に襲われ、中通りにおいても建物や灌漑ダム等への被害が
 5 生じた。また長期間にわたって余震が続き、死者・行方不明者合わせて3,400名以上と
 6 いう、本県の歴史上類を見ない大災害となった。

7 なお、福島県から茨城県にかけての陸域において、引き続き余震が発生している。

8 **エ 原子力災害の誘発**

9 津波により東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所の冷却系統に支障が
 10 発生し、炉心溶融により放射性物質が漏洩する国内最悪の原子力災害が発生した。周辺
 11 地域は警戒区域に指定され、16万人以上の住民が他地域への避難を余儀なくされた。

12 **オ 津波浸水面積**

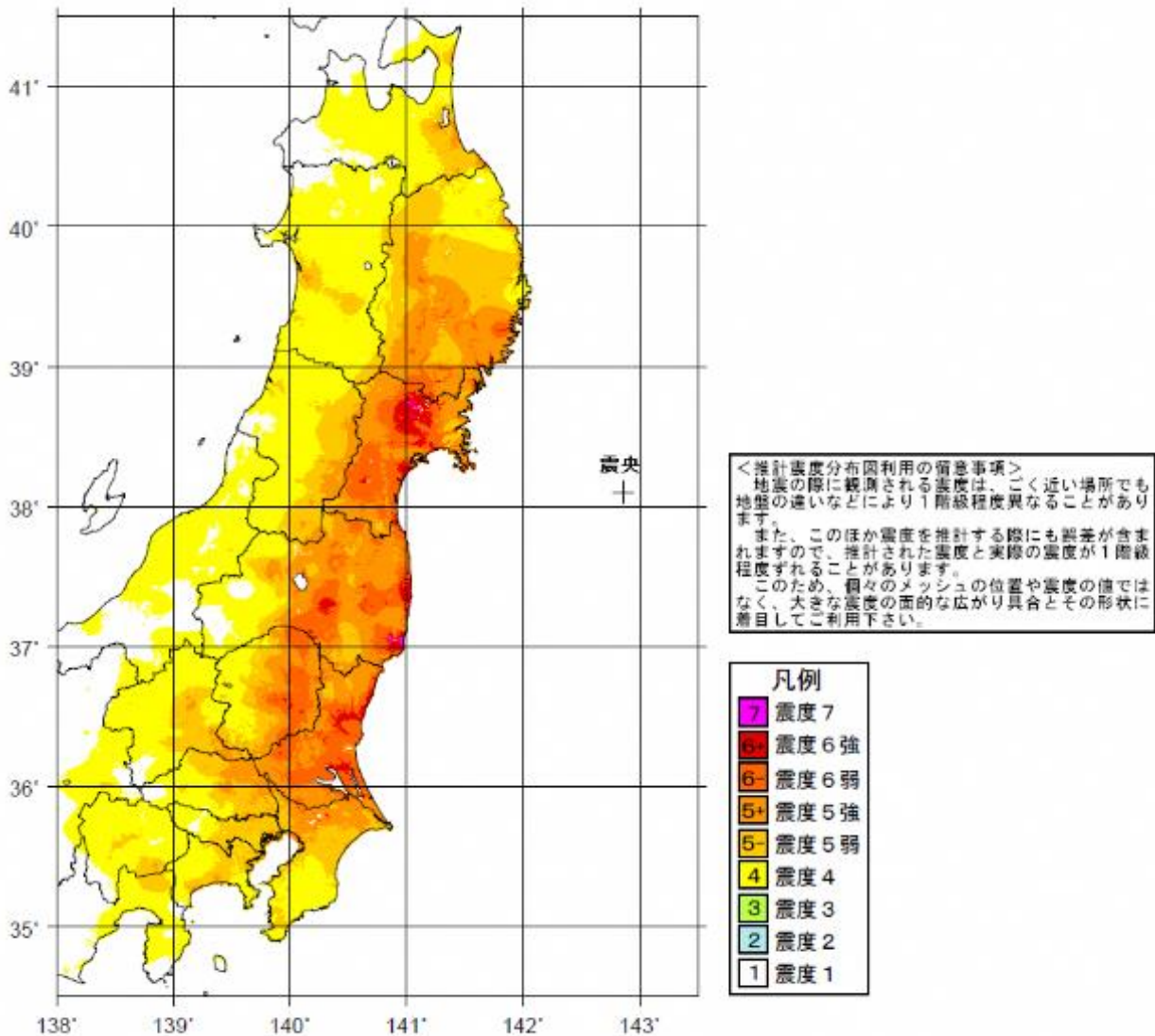
13 国土地理院の調査によれば、津波浸水は最大で内陸4kmまで達し、面積にして約
 14 112k㎡が浸水し、本町の面積に占める浸水面積は、5.9%であった。

15 図表2-4 東北地方太平洋沖地震による津波浸水面積

市町	浸水面積 (km ²)												全体	浸水率	
	田	その他の農用地	森林	荒地	建物用地	幹線交通用地	その他の用地	河川地及び湖沼	海浜	海水域	ゴルフ場	全体			
10市町計	59	3	5	1	13	2	10	7	4	8	0.5未満	0.5未満	112	2456	4.6%
新地町	5	0.5未満	0.5未満	0.5未満	1	1	3	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0	0	11	46	23.9%
相馬市	13	1	2	0.5未満	2	0.5未満	3	1	1	6	0	0	29	197	14.7%
南相馬市	28	1	1	0.5未満	3	1	1	2	1	0.5未満	0.5未満	0	39	398	9.8%
浪江町	3	0.5未満	0.5未満	0.5未満	1	0	0.5未満	1	0.5未満	0.5未満	0	0	6	223	2.7%
双葉町	2	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0	0	3	51	5.9%
大熊町	1	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0	0	2	79	2.5%
富岡町	1	0.5未満	0.5未満	0	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0	0	1	68	1.5%
楢葉町	2	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0	0	3	103	2.9%
広野町	1	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	1	0.5未満	0.5未満	0	0	2	59	3.4%
いわき市	2	0.5未満	1	0.5未満	5	0.5未満	3	2	1	1	0.5未満	0	15	1231	1.2%

16
17

1 図表2-5 東北地方太平洋沖地震の推計震度分布図
2 東北地方太平洋沖地震の推計震度分布図（出典：気象庁）



2 地震被害の想定

県では、平成7年度から3カ年を通じて地震・津波被害想定調査を実施した。

なお、令和元年度から見直し調査に着手しており、令和4年度に完了する見込みである。

ここでは、その結果のうち、本町に関連する部分の概要を示す。

(1) 想定地震の設定

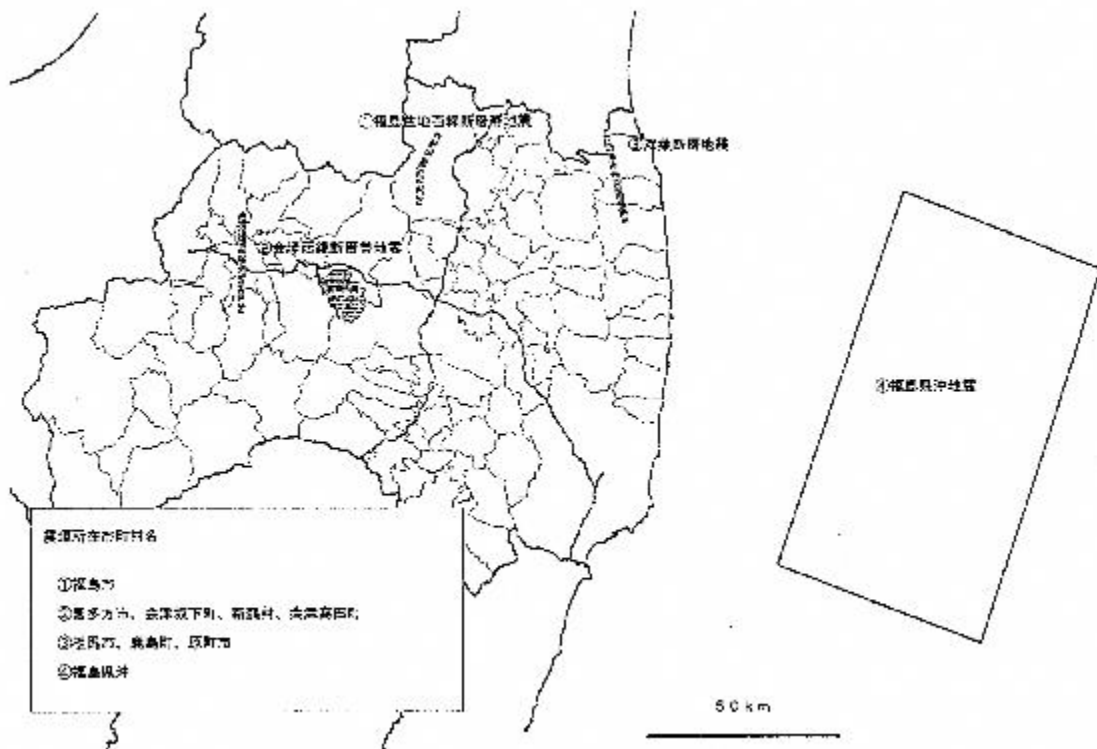
県内に影響を及ぼす可能性のある地震は、大きく分けて2つのタイプになる。活断層がずれることによって発生する内陸直下型の地震と、プレート境界で発生する海洋型の地震である。このため、県では、内陸部の地震については、周辺地域の人口規模、地震

1 発生による社会的な影響も大きいと判断される地震として、福島盆地西縁断層帯、会津
 2 盆地西縁断層帯、双葉断層の3つを設定した。また、海洋部の地震については、過去に
 3 100年～200年程度の周期で繰り返し認められる福島県沖の地震を設定した。

図表2-6 想定地震の概要

地震名		マグニチュード	震源深さ等	
内陸部	① 福島盆地西縁断層帯（台山断層、土湯断層）を震源とする地震	M7.0	震源深さ	10km
			長さ	20km
			幅	5km
	② 会津盆地西縁断層帯を震源とする地震	M7.0	震源深さ	10km
			長さ	20km
			幅	5km
	③ 双葉断層北部（塩手山断層）を震源とする地震	M7.0	震源深さ	10km
			長さ	20km
			幅	5km
海溝部	④ 福島県沖を震源とする地震	M7.7	震源深さ浅部	20km
			東西幅	60km
			南北長さ	100km

5



6

〈留意点〉

7

ア この調査は、県の震災対策（地域防災計画の見直し等）に利用するために、ある

- 1 地震を想定し、科学的な手法により行ったものであり、想定した地震が今すぐに
2 起こるわけではない。
- 3 イ 被害想定は、阪神・淡路大震災等過去のいくつかの地震被害事例を参考にした想
4 定手法によって予測を行っているが、いくつかの仮定の上に立った想定であり、
5 想定震源の位置、地震の規模、発災の時期、気象条件等によっては、被害の様相
6 が異なってくることもある。

7 (2) 被害想定結果

8 ア 定量被害想定結果の概要（福島県全体）

被害想定分野		被害想定結果				
		福島盆地西縁 断層帯地震	会津盆地西縁 断層帯地震	双葉断層地震	福島県沖地震	
想定地震		M7.0、幅5 km、深さ 10km	M7.0、幅5 km、深さ 10km	M7.0、幅5 km、深さ 10km	M7.7、浅部 深さ20km	
地震動 (1kmメッシュ数)	6強	約290メッシュ	約300メッシュ	約310メッシュ	0	
	6弱	約1,160メッシュ	約2,010メッシュ	約760メッシュ	約540メッシュ	
	5強	約1,860メッシュ	約1,900メッシュ	約1,370メッシュ	約2,090メッシュ	
液状化危険度	極めて高い	21メッシュ	139メッシュ	91メッシュ	87メッシュ	
斜面崩壊危険度	危険度A	997メッシュ	1,346メッシュ	586メッシュ	331メッシュ	
建物被害	木造大破	11,306棟	11,031棟	7,723棟	4,733棟	
	非木造倒壊	497棟	342棟	217棟	158棟	
火災災害 ※焼失棟数は、冬の夕方6時、 風速14m/s、出火後30分の 場合	出火数	最大99火点	最大97火点	最大64火点	出火の可能 性は低い	
	焼失棟数	1,604棟	863棟	898棟		
人的被害	死者(夜間)	840人	749人	553人	346人	
	死者(昼間)	327人	278人	203人	131人	
	負傷(夜間)	4,324人	4,604人	2,908人	1,632人	
	負傷(昼間)	4,343人	4,476人	2,948人	1,661人	
	避難者	51,621人	38,366人	28,599人	35,798人	
ライフラインの被害	上水道	送水管破損箇所数	43箇所	50箇所	62箇所	31箇所
		配水管破損箇所数	約1,400箇所	約1,500箇所	約1,100箇所	約1,300箇所
		支障需要家数(直後)	約120,000件	約84,000件	約80,000件	約100,000件
	下水道	幹線管きよ被害箇所数	24箇所	13箇所	20箇所	19箇所
		枝線管きよ被害箇所数	80箇所	13箇所	81箇所	72箇所
	電力	電柱被害本数 ()は支障対象の本数	約1,000本 (410本)	約2,500本 (1,000本)	約3,100本 (1,220本)	約3,700本 (1,460本)

	架空線被害延長	約 24km (約 10km)	約 58km (約 23km)	約 71km (約 28km)	約 85km (約 34km)
	地下ケーブル被害延長	約 0.21km	約 0.43km	約 0.28km	約 0.57km
	支障需要家数	約 9,500 件	約 7,700 件	約 7,700 件	約 12,000 件
ガス	中圧管被害箇所数	4 箇所	0 箇所	0 箇所	3 箇所
	低圧管被害箇所数	約 390 箇所	約 450 箇所	約 160 箇所	約 300 箇所
電話	電柱被害本数	約 1,200 本	約 3,000 本	約 3,500 本	約 4,300 本
	架空線被害延長	約 54km	約 54km	約 63km	約 77km
	地下ケーブル被害延長	約 5.4km	約 19.0km	約 15.0km	約 23.0km
	支障回線数	約 9,300 回線	約 29,000 回線	約 19,000 回線	約 34,000 回線
道路被害 箇所数	緊急輸送道路 第1次指定路線	20	14	12	14
	緊急輸送道路 第2次指定路線	27	27	20	17
鉄道被災区間		JR 東北本線 伊達～南福島 JR 東北本線 松川～杉田 JR 磐越西線 翁島～川桁 阿武隈急行 富野～福島 福島交通飯坂 線 飯坂温泉～平 野 福島交通飯坂 線 泉～福島	JR 只見線 塔寺～会津若 松 JR 磐越西線 山都～広田 会津鉄道 南若松～西若 松	JR 常磐線 坂元(宮城県) ～大野 阿武隈急行 富野～上保原	JR 常磐線 原ノ町～大野 JR 常磐線 夜ノ森～末続 JR 常磐線 久ノ兵～勿来 JR 常磐線 いわき～小川 郷

【注】 福島県沖低角断層と福島県沖高角断層

断層の走向（断層線（地表面と断層面との交線）の方向を真北から時計回りに測定したもの）と垂直な方向での断層面の傾斜は傾斜角と呼ばれ、地表面から測定される。この傾斜角が小さい場合、すなわち水平に近い場合を低角といい、傾斜角が大きい場合を高角という。福島県沖低角断層は、この傾斜角が小さいものであり、プレート境界付近で発生するプレートのずれ、沈み込み等により生ずるものである。一方、福島県沖高角断層は、傾斜角の大きなものであり、海のプレートの中で生ずるものである

1 イ 本町における被害想定結果

2 (ア) 震度分布

想定地震	福島盆地西縁 断層帯地震	会津盆地西縁 断層帯地震	双葉断層地震	福島県沖地震
町域の震度	震度4～5弱	震度2～3	震度5強～6弱	震度5強～6弱

3

4 (イ) 想定される被害等

5 4つの想定地震のうち、本町に大きな被害をもたらすと予測されているのは、双葉断
6 層地震及び福島県沖地震である。このうち、『福島県地震・津波被害想定調査一概要版一』
7 において、本町の想定結果がより具体的に掲載されている福島県沖地震について、次表
8 に示すものとする。

9 図表2-7 福島県沖地震の被害想定結果

区 分		双 葉 町	福島県全体
震度		5強～6弱	3～6弱
液状化危険度		高い	沿岸部を中心に 極めて高い
建物被害	木造建物大破	61棟	4,733棟
	非木造建物大破	3棟	158棟
人的被害	死者	夜間	4人
		昼間	2人
	負傷者	夜間	6人
		昼間	5人
避難者		688人	35,798人
物資の確保 必要量	飲料水	57,594ℓ	2,701,328ℓ
	食料	861食	72,075食
	粉ミルク	0.43kg	36.14kg
	シャツ・セーター	96枚	8,008枚
	下着類	96枚	8,008枚
	履き物	96足	8,008足
	作業着・軍手	63組	5,245組
	雨具	63着	5,245着
	紙おむつ	11枚	880枚
	タオル	96本	8,008本
	毛布	191枚	16,017枚
がれき発生量		5,319t	384,215t

10

1 (3) 想定地震別の地震被害発生の特徴

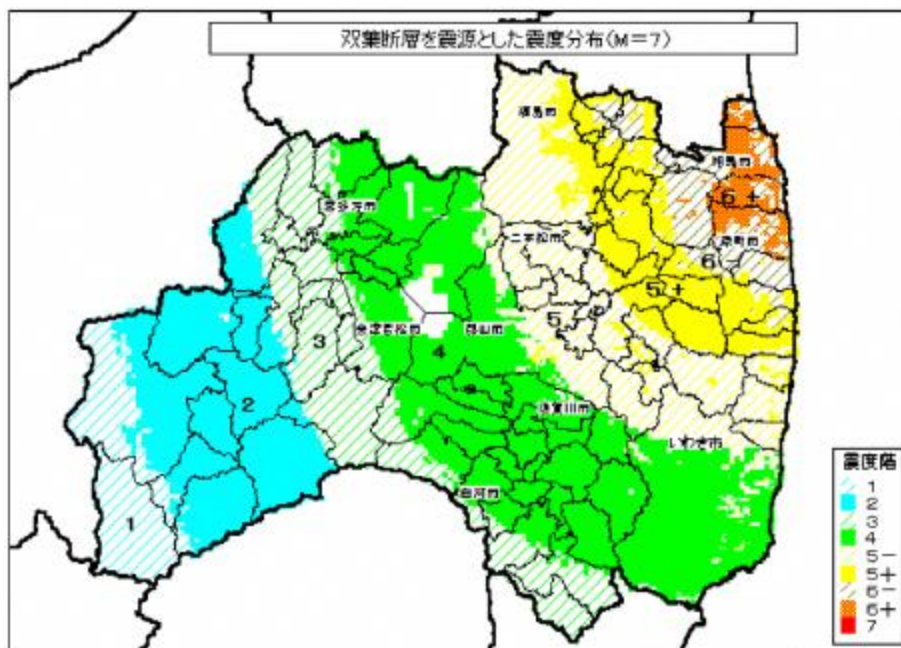
2 「(1) 想定地震の設定」において設定した想定地震のうち、本町に影響が大きい「双
3 葉断層地震」及び「福島県沖地震」が発生すると仮定した場合には、以下に示すような
4 特性を有する地震被害の発生が想定される。

5 ア 双葉断層地震

6 福島県浜通り地方北部を震源とする双葉断層地震では、最大震度6強の強い地震動を
7 伴い相馬市、南相馬市を中心として新地町、飯舘村など阿武隈山地と太平洋に挟まれた
8 低地一帯にわたって被害が集中的に発生するものと想定される。この地震による死者は
9 最大で550名を超え、建物の大破・倒壊棟数は概ね8,000棟にも及ぶものと想定される。

10 さらに、浜通り地方中部の大熊町、双葉町、富岡町、楡葉町沿岸部に立地する原子力
11 発電所(東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所)
12 については、事故により全号機の運転が停止された。福島第一原子力発電所1～4号機
13 では事故の完全収束及び廃炉に向けての取組が続けられており、事故後の原子炉建屋に
14 ついては、東京電力ホールディングス(株)と国において耐震性が確認されているものの、
15 原子炉等の冷却は仮設設備であることから、再び地震等により機能を失った場合に備え
16 て予備設備等も準備されている。福島第一原子力発電所5・6号機及び福島第二原子力
17 発電所1～4号機では冷温停止が維持されている。しかし、仮に地震等によって予備設
18 備等を含めて全ての冷却機能が失われ核燃料が高温となった場合には、放射性物質の放
19 出等が想定される。

20 図表2-8 双葉断層地震(M7.0)の震源分布



1 イ 福島県沖地震

2 福島県沖では、過去に 100～200 年程度の周期でマグニチュード7前後の地震が同一
3 の場所で数回繰り返し発生しており、津波を伴う場合もある。

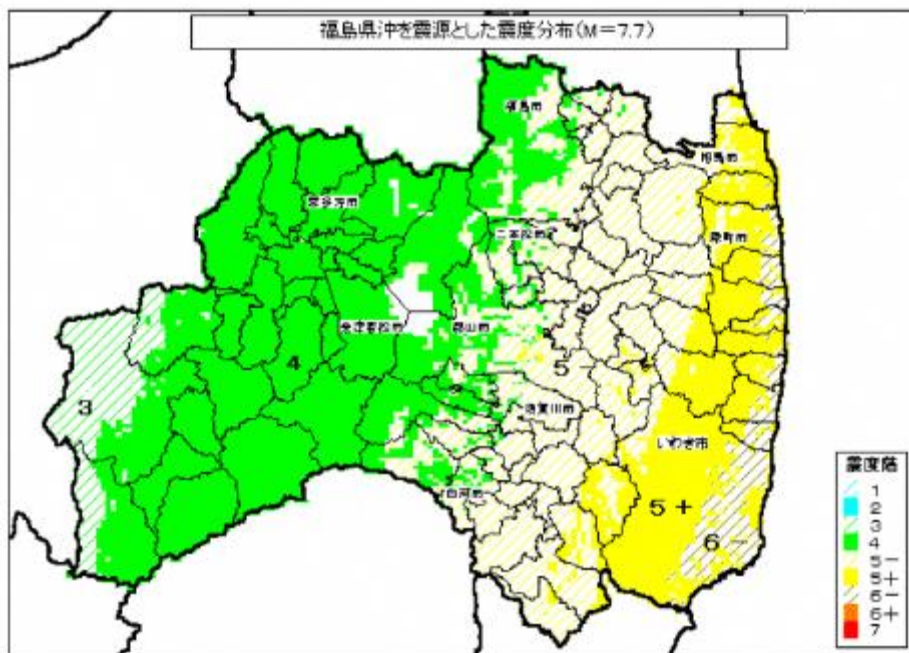
4 福島県沖地震では、いわき市から南相馬市に至る沿岸部の広い範囲で最大震度6弱の
5 大きな揺れが発生するものと予想され、最大で350名近くにも及ぶ死者と1,600名を上
6 回る負傷者を始め、5,000棟にも及ぶ建物の大破・倒壊といった被害が想定されている。
7 このように福島県沖地震では、他の3つの想定地震のような内陸型の地震と比較して、
8 地震動により局地的にもたらされる激甚な被害は少ないものの、被害の範囲が広範にわ
9 たりといった特徴がみられる。

10 また、福島県沖地震による津波では、地震発生後20～40分程度でいわき市沿岸部に津
11 波第一波が到達するほか、富岡町仏浜を中心とする地域で最大6.1mにも及ぶ津波水位
12 が想定されているが、概ね津波高が現状における海岸保全施設の天端高を下回っており、
13 陸域への越流がほとんどみられない状況となっている。

14 しかし、海岸地形や海底地形などの特性により実際の津波高が想定地震による津波高
15 を上回る可能性があるほか、想定される津波高を越える地震津波が発生する可能性も考
16 えられる。また、地震動や液状化により海岸保全施設の構造物自体が被災し、施設が持
17 つ本来の機能が損なわれる可能性もあるため、津波対策のより一層の充実強化に努める
18 ことが重要である。

19 また、いわき市、広野町に形成されている石油コンビナート等では、地震による被災
20 により大量の危険物が漏洩した場合は、海水を介して危険物が広範囲に拡散しやすく、
21 大規模な火災や爆発に発展するおそれがある。さらに、津波来襲地には、浸水域の拡大
22 や津波の河川遡上等を通じて、内陸の市街地にも被害が及ぶ可能性もある。

1 図表2-9 福島県沖地震 (M7.7) の震度分布



2

3 津波危険予測

このことについては、後述の「第5章第1節(2)」を参照するものとする。

5

6

第5節 調査研究推進体制の充実

このことについては、「第1編第1章第4節」を参照するものとする。

9

第6節 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱

このことについては、「第1編第1章第5節」を参照するものとする。

10

11

12

第2章 災害予防計画

第1節 防災組織の整備・充実

【総務課、住民生活課】

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、町及び防災関係機関は、防災体制を整備し、広域的な応援も含めた防災関係機関相互の連携を強化するとともに、地域全体の防災力の向上に結びつく自主防災組織等の整備を促進して、防災組織体制の万全を期す。

1 町の防災組織

(1) 双葉町防災会議

このことについては、「第1編第2章第1節1(1)」を参照するものとする。

(2) 双葉町災害対策本部

このことについては、「第1編第2章第1節1(2)」を参照するものとする。

(3) 双葉町水防本部

このことについては、「第1編第2章第1節1(3)」を参照するものとする。

2 自主防災組織

(1) 設置の目的

このことについては、「第1編第2章第1節2(1)」を参照するものとする。

(2) 組織編成

このことについては、「第1編第2章第1節2(2)」を参照するものとする。

3 応援協力体制の整備

(1) 県内市町村間の相互応援及び県外市町村との相互応援

このことについては、「第1編第2章第1節3(1)」を参照するものとする。

(2) 消防の相互応援

このことについては、「第1編第2章第1節3(2)」を参照するものとする。

1 (3) 訓練及び情報交換の実施

2 このことについては、「第1編第2章第1節3(3)」を参照するものとする。

3 (4) 民間協力計画

4 このことについては、「第1編第2章第1節3(4)」を参照するものとする。

5 (5) 自衛隊との連携体制

6 このことについては、「第1編第2章第1節3(5)」を参照するものとする。

7 (6) 公的機関等の業務継続性の確保

8 このことについては、「第1編第2章第1節3(6)」を参照するものとする。

第2節 防災情報通信網の整備

【秘書広報課、住民生活課】

災害時に災害情報システムが十分機能し、活用できる状態に保つために、町、県及び防災関係機関は、防災情報通信網を整備するとともに、併せて設備の安全対策を講じるものとする。

1 町防災行政無線の整備

このことについては、「第1編第2章第2節1」を参照するものとするが、地震災害の特性上、次については特に留意する

- (1) 町防災行政無線施設の整備に当たっては、施設の耐震補強及び無線設備の耐震対策に十分配慮する。
- (2) 無線設備の障害発生を未然に防止するため、専門業者等による定期保守点検を実施するとともに、障害発生時に迅速な対応を可能とするため、保守用部品等の確保に努める。
- (3) 地震発生時の通信連絡を円滑に行うため、防災行政無線を使用した通信訓練を定期的実施し、予備電源を含む予備装置等の取扱いの習熟に努める。

2 福島県総合情報通信ネットワークの概要

このことについては、「第1編第1章第2節2」を参照するものとする。

3 移動無線（MCA）の導入検討

このことについては、「第1編第1章第2節3」を参照するものとする。

4 その他通信網の整備・活用

このことについては、「第1編第1章第2節4」を参照するものとする。

第3節 都市の防災対策

【建設課、住民生活課、総務課】

市街地において地震が発生した場合、住民の生命、財産の被害が大きくなるおそれがあることから、町は、被害を最小限に防止するため、建築物の耐震化・不燃化の促進、公園の整備・保全による防災空間の確保、計画的な街路整備による避難及び輸送路の確保、さらには既存市街地の再開発等による総合的な都市防災の整備に取り組み、災害に強い安全なまちづくりを積極的に推進する。

1 建築物防災対策

(1) 福島県耐震改修促進計画

県は、既存建築物の防災対策をより効果的に推進するため、地震対策及び防火対策等、各種の対策を相互に関連づけた総合的な福島県耐震改修促進計画を平成18年度に策定し、平成26年3月改定した。

町は、既存建築物の防災対策をより効果的に推進するため、同計画を踏まえ、町耐震改修促進計画を策定するとともに、耐震診断及び防災診断の実施及び落下物対策、ブロック塀等安全対策など地震対策及び防火対策等を相互に関連づけた総合的な防災対策に努める。

(2) 建築物の耐震性強化

建築物の耐震性については、建築基準法により最低の基準が定められているが、昭和56年に制度化された新耐震設計基準の適用以前の建築物については、必ずしも十分な耐震性を有していないものがあるのが現状である。

このため、町は、建築物の所有者又は管理者に対し、耐震工法及び耐震補強等の重要性について啓発を行い、建築物の耐震性の強化を図る。

また、「建築物の耐震改修促進に関する法律」の改正に伴い、要緊急安全確認大規模建築物、要安全確認計画記載建築物及び特定建築物についての的確な法の施行に努める。

(3) 被災建築物の応急危険度判定制度の充実

町は、地震により被災した建築物（一般住宅を含む）が、余震等による二次災害に対して安全であるかどうかの判定活動を民間の建築士等の協力を得て行うため、「福島県地震被災建築物応急危険度判定士認定制度」を周知するとともに、町職員の判定士登録に努める。

1 (4) 窓ガラス等の落下物防止対策

2 町は、地震時に建築物の窓ガラス、看板等落下物による危険を防止するため、次の対
3 策を講ずる。

4 ア 容積率 400%以上の地域内に存する建築物及び町地域防災計画において定められ
5 た避難場所までの避難路等に面する建築物で地階を除く階数が3以上のものを対
6 象に落下物の実態調査を行う。

7 イ 実態調査の結果、落下物のおそれのある建築物について、その所有者又は管理者
8 に対し改善を指導する。

9 ウ 建築物の所有者又は管理者に対し、窓ガラス、看板等の落下物防止対策の重要性
10 について啓発を行う。

11 (5) ブロック塀の倒壊防止対策

12 町は、地震によるブロック塀（石塀を含む）の倒壊を防止するため、次の施設を推進
13 する。

14 ア 住民に対し、ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について広報紙等を活用し、
15 啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等についてパ
16 ンフレット等を作成し、知識の普及を図る。

17 イ 町内のブロック塀の実態調査を行い、ブロック塀の倒壊危険箇所の把握に努める。
18 なお、実態調査は通学路、避難路及び避難場所等に重点を置く。

19 ウ ブロック塀を設置している住民に対して日ごろから点検に努めるよう指導すると
20 ともに、危険なブロック塀に対しては造り替えや生け垣化等を奨励する。

21 エ ブロック塀を新設又は改修しようとする住民に対し、建築基準法に定める基準の
22 遵守を指導する。

23 (6) 建築物不燃化の促進

24 ア 防火・準防火地域の指定

25 町は、県と協力して、建築物が密集し、火災により多くの被害を生ずるおそれのある
26 地域を防火地域又は準防火地域に指定し、耐火建築物、準耐火建築物、その他建築基準
27 法で規定する防火措置を講じた建築物の建築を推進する。

28 (ア) 防火地域は、原則として容積率 400%以上の近隣商業地域及び商業地域について指
29 定を行うほか、集団的地域としての「建築物密集地域」「公共施設等重要施設の集
30 合地域」、あるいは路線的な地域としての「幹線街路沿いの商業施設等の連坦する
31 地域」等都市防災上の観点から、特に指定が必要と考えられる地域についても順
32 次指定を進める。

1 (イ) 準防火地域は、原則として住居専用地域、工業地域及び工業専用地域を除く容積
2 率 300%以上の区域及び建築物が密集し、又は用途が混在し火災の危険が予想され
3 る地区等について指定を進める。

4 イ 建築物の防火の促進

5 新築、増改築等建築物については、建築基準法に基づき指導を行うとともに、既存建
6 築物については、次の法制度体系を通じ事業の推進を図る。

7 (ア) 既存建築物に対する改善指導

8 町は、大型店、旅館等の不特定多数の人が集まる既存特殊建築物の防災性を常時確保
9 するため、建築基準法第 12 条の規定に基づく定期報告制度を活用し、建築物の安全性確
10 保と施設改善を指導する。

11 (イ) 防火対象物定期点検報告制度

12 町は、消防機関が実施する「防火対象物定期点検報告制度」に基づき、必要に応じ、
13 消防機関と連携して防火避難施設の改善指導を行う。

14 2 防災上重要な建築物の耐震性確保等

15 町は、大規模な地震による災害時に、応急対策活動の拠点となる施設を防災上重要建
16 築物として指定し、それらの施設の重要度に応じた耐震性の確保を図る。

17 (1) 防災上重要建築物の指定

18 町は、次の施設を防災上重要建築物に指定する。

19 ア 防災拠点施設

20 双葉町役場庁舎

21 イ 避難施設

22 今後、指定避難所の指定に併せて整理

23 ウ 緊急医療施設

24 双葉町診療所の指定については今後、検討を進めます。

25 (2) 耐震診断・耐震化の実施

26 町は、防災上重要建築物について耐震診断を速やかに実施し、公共建築物の耐震診断
27 の実施状況や実施結果をもとにした耐震性に係るリストの作成及び公表を行い、耐震化
28 を行う等、耐震性の確保を図る。

29 (3) 建築設備の耐震性確保

1 町は、防災上重要建築物に該当する施設が、大規模な地震の発生後も継続してその機
2 能を果たせるよう、建築設備についても耐震性に十分配慮する。特に、防災拠点施設、
3 避難施設、緊急医療施設においては、ライフライン系統の断絶等の不測の事態に備え、非
4 常用設備の整備に努める。

5 (4) ロッカー、書架等の転倒防止対策

6 町は、防災上重要建築物に該当する施設が、大規模な地震の発生後も継続してその機能を
7 果たせるよう、ロッカー、書架等の転倒防止対策を行うとともに、転倒防止対策について、
8 定期的に確認を行うこととする。

9 (5) 防災拠点施設の主な設備等

10 町は、改築等によって、新たに防災拠点施設の整備を行う場合には、下記の設備の整
11 備について配慮する。

12 ア 非常電源設備

13 イ 耐震性貯水槽

14 ウ 防災行政無線

15 エ 備蓄倉庫

16 オ 臨時ヘリポート

17 カ 非常用排水設備又は排水槽

18 3 防災空間の確保

19 (1) 緑地保全地区の指定

20 町における樹林地、草地、水辺地等の良好な自然環境を形成している土地の区域で、
21 無秩序な市街化の防止、公害又は災害の防止のために必要な遮断地帯、緩衝地帯又は避
22 難地帯として適切な位置、規模及び形態を有するものについては、都市緑地保全法に基
23 づく緑地保全地区を指定し、町は、町が定める「緑の基本計画」に基づき、計画的に指
24 定の推進を図り、防災効果を発揮する防災空間の確保に努める。

25 (2) 都市公園等の整備

26 都市公園等は、都市における緑とオープンスペースの中核として、自然とのふれあい、
27 活力ある長寿・福祉社会の形成、コミュニティの醸成、スポーツ・レクリエーション活
28 動等、住民の多様なニーズに対応する都市生活の根幹的施設であると同時に、大規模な
29 災害の発生時には、延焼防止、避難場所あるいは救援活動の拠点として防災上重要な役
30 割を担っている。

31 また、国の防災公園等に関する施策の拡充を踏まえ、町は、計画的に整備拡大を図り、

1 防災効果を発揮する防災空間の確保に努める。

2 (3) 都市計画道路の整備

3 都市の基本的施設の一つである道路は人が歩き、車が走るためばかりではなく、コミ
4 ュニティの形成等、市民生活のあらゆる面で利用されていると同時に、災害時には、避
5 難路や救援路さらには防火帯の役目を果たすなど重要な役割を果たしている。

6 町は、災害時の避難路のネットワーク化とともに、緊急支援物資の輸送、救急、消防
7 等に緊急活動に効果を発揮する幹線道路ネットワークの計画的な整備を推進する。整備
8 に当たっては、十分な道路幅員の確保、電線類の地中化、緑化等により、災害に強い構
9 造とするとともに、複数の経路でどの地域にもアクセスできるようネットワーク化を図
10 る。

11 (4) 都市空間の利用

12 都市の基盤として整備される道路や都市公園等は都市の貴重な空間であり、災害時に
13 は延焼遮断空間等として防災上重要な役割を持つ。これらの都市空間においても、耐震
14 性貯水槽、備蓄倉庫、ヘリポート等の災害時に必要となる施設を整備するほか、町はラ
15 イフラインの信頼性を確保するため、各事業者と協力して電線類共同溝等の整備を推進
16 する。

17 (5) オープンスペースの確保

18 町は、災害発生時に備え、住民の避難場所、物資の輸送拠点、応援部隊の活動拠点、
19 資材置場、仮設住宅の建設用地、がれきの仮置場等に活用できる公園、グラウンド、河
20 川敷、農地等のオープンスペースについて、定期的に調査を実施し、その把握に努める。

21 4 市街地の開発等

22 (1) 住環境整備事業の推進

23 市街地において、不良住宅が集団的に存する地区等は災害時に被害の拡大が懸念され
24 る。

25 これらの地区を居住環境、都市基盤及び都市防火等の観点から整備することにより、
26 良好な市街地が形成され、防災性の高い安全で快適なまちづくりが図られる。

27 (2) 土地区画整理事業の推進

28 町は、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を目
29 的とした土地区画整理事業を実施することにより、防災的効果を有した安全で快適なま
30 ちづくりを推進する。

第4節 上水道、下水道及び工業用水道施設災害予防対策

【双葉地方水道企業団、建設課、住民生活課】

上水道、下水道及び工業用水道施設の耐震性を強化して、地震時の被害を最小限にとどめ、かつ速やかに被害施設の復旧を可能にするために必要な施策を実施することを目的とする。

1 上水道施設予防対策

(1) 水道施設等の整備

双葉地方水道企業団は、水道施設のより一層の耐震化を図り、水道水の安定供給と二次災害の防止のため、次により水道施設の整備を図る。

ア 水道施設の耐震化を効果的・効率的に進めるため、既存施設の耐震性診断等を行い、順次計画的に耐震化を進める。

イ 基幹施設の分散や系統多重化により補完機能を強化するとともに、配水系統のブロック化により地震被害の軽減等を図る。

ウ 施設の機能を十分に発揮させるために必要不可欠な情報伝送設備や遠隔監視・制御設備、自家発電設備等の電気機械設備について耐震化を図る。

エ 水道施設の耐震化事業には、事業収入の増加につながらない大きな投資を必要とすることから、必要経費の確保を図る。

(2) 応急復旧用資機材の確保

双葉地方水道企業団は、応急復旧用資機材を備蓄しておくとともに、資機材の備蓄状況を把握しておく。

(3) 相互応援

双葉地方水道企業団等は、応急復旧作業を迅速に進めるための人員等の確保のため、隣接水道事業者等、さらには地震による同時被災を免れると思われる水道事業者等と応急復旧等の応援活動に関する応援協定を締結しておくなど、相互応援体制の整備を図る。

2 下水道施設予防対策

(1) 下水道施設の整備

町は、下水道施設の計画、設計、施工及び維持管理に当たり、立地条件に応じ、地震に対して次の対策を実施する。

ア ポンプ場及び処理場内の重要施設について耐震計算を行い、その他の施設につい

1 ては、ある程度の地震被害を想定し、施設の複数化、予備の確保等により機能の
2 確保を図り、また、補修の容易な構造とするなど、復旧対策に重点を置いた整備
3 を図る。

4 イ ポンプ場及び処理場では、地震時においても最小限の排水機能が確保されるよう
5 整備を図る。また、停電及び断水に対して速やかに対応できるよう考慮する。

6 ウ 地震の程度により排水機能に支障を来たす場合があるので、緊急用として重要な
7 管渠及び処理場については、バイパス等の整備の検討を行う。

8 エ 液状化対策として、主要な管渠工事に当たっては、事前に地質調査を実施すると
9 ともに埋戻しに液状化が起こりにくい材料を使用するなど工法の検討を行う。

10 オ ポンプ場及び処理場内での各種薬品、重油及びガス等の燃料用設備の設置に当た
11 っては地震による漏洩、その他の二次災害が発生しないよう考慮する。

12 カ 施設の維持管理においては、定期点検等による危険箇所の早期発見とその改善を
13 行い、施設の機能保持を図る。

14 (2) 応急復旧用資機材の確保

15 復旧工事を速やかに施工するため、必要な資機材の備蓄に努めるとともに、資機材の
16 優先調達を図る。

17 また、地震発生時にすぐ対応できるように、下水道台帳とともに維持管理記録を一体
18 として整理し、さらに優先的に調査する必要のある箇所を特定するための下水道防災マ
19 ップの作成を行っておくものとする。

20 (3) 要員の確保

21 応急復旧に必要な要員の配備計画をあらかじめ定めておくとともに、必要な人員を確
22 保するため、施設の施工業者、管理委託業者及び他の下水道事業者等と災害時の応援協
23 定等の締結を進める。

24 (4) 福島県下水道防災連絡会議

25 町、県及び下水道関係の公共的団体からなる福島県下水道防災連絡会議が組織されて
26 おり、「福島県下水道防災計画」の策定及び同計画の具体的な実践と震災対策等の推進を
27 図るとともに、災害発生時の協力体制の整備を目的としている。

28 (5) 下水道業務継続計画の策定

29 大規模地震や津波の発生時には、調査や応急復旧などに係わるリソース（資機材・人
30 員）が被災し、その活用に制約が生じるため、発災後の対応が十分に実施できない可能
31 性がある。

32 このため、リソースの制約及び発災後の対応の完了時期を考慮した上で、下水道にか

- 1 かる初動期における体制及び優先実施業務を定めた「下水道業務継続計画（下水道BC
2 P）」を策定し、下水道機能の維持・早期の回復を図る。

3 工業用水道施設予防対策

(1) 工業用水道施設等の整備

5 双葉地方水道企業団等は、災害時における工業用水の安定供給を確保するため、次に
6 より工業用水道施設等の耐震化等に努めるものとする。

7 ア 工業用水道施設設計指針に基づき、基幹施設等の耐震化を図る。

8 イ 機械・電気設備における予備電源の整備等により安定給水に向けた機能の強化を
9 図る。また、工業用水使用企業に対し、災害時の対策として受水槽の設置等の指
10 導に努める。

11 ウ 施設の維持管理については、定期点検等による危険箇所の早期発見とその改善を
12 行い、施設の機能保持を図る。

13 エ 管路の被災による給水への影響を少なくするため、管路の複線化等を促進する。

(2) 復旧資材の確保

14 緊急時に調達が難しい復旧資材を計画的に備蓄する。
15
16

第5節 電力、ガス施設災害予防対策

【東北電力(株)、東北電力ネットワーク(株)、LPガス事業者、住民生活課】

電力、ガス施設の耐震性の強化及び被害の軽減のための諸施策を実施し、震災時の被害を最小限にとどめ、安定した電力およびガスの供給の確保を図るため予防措置を講ずるものとする。

1 電力施設災害予防対策

(1) 防災体制の確立

災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に対処するため、東北電力(株)(本店、支店及び各事業所)に災害対策組織を整備し、防災体制を確立しておくとともに、その組織の運営方法及び関係機関との連携・協調の体制についても定めておくものとする。

(2) 事業計画

東北電力(株)及び東北電力ネットワーク(株)は、発電施設・送電設備・変電設備・配電設備の耐震性強化策を推進するとともに、電気工作物の点検等を行い、電力の安定供給に努める。

2 ガス施設(LPガス)災害予防対策

(1) 防災体制の確立

LPガス事業者は、災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に対処するため、初動措置段階における組織として、災害対策に関する規程及び保安規程に基づく体制を整備し、初動措置として実施すべき事項を明確にしておくものとする。

(2) 事業計画

LPガス事業者は、地震防災応急対策に係る措置を円滑に実施することによって、二次災害の防止や供給停止の早期復旧を図るための地震防災計画を策定し、これを段階的に推進していくものとする。

- ア LPガス設備の耐震性の強化計画
- イ 情報収集のための無線等通信設備の整備
- ウ 防災資機材の管理等
- エ 防災訓練の実施
- オ 防災関係機関との相互協力

第6節 河川・海岸等災害予防対策

【建設課、農業振興課】

大規模地震に伴う水害を予防するため、河川及び海岸管理施設の整備を計画的に進めるとともに、消防力（水防）の強化等に努め、地震後の二次災害対策に万全を期す。

なお、水防対策については、「第1編第2章第4節」を参照するものとする。ただし、地震災害における二次災害防止対策として、次の項目についてはその対策を推進する。

1 河川管理災害予防対策

町は、県の協力を得て、河川の水防上危険な箇所状況を周知するとともに、危険箇所の解消を図るため、必要に応じて耐震性に配慮した河川改修等治水事業を積極的に推進し、河川管理施設の整備促進に努める。

また、地震により河川管理施設が被災した場合は、早急に復旧し浸水被害に備える。

2 海岸保全施設災害予防対策

町は、県等の協力を得て、高潮や津波等の危険から郷土の保全を図るべく、今後とも海岸保全施設の整備促進に努める。

また、地震により海岸保全施設が被災した場合は、早急に復旧し、高潮・津波の来襲に備える。

3 水防体制の強化

(1) 水防の重要性、水防活動への住民参加等水防意識の啓発を図るとともに、水防演習等により水防工法の習得に努める。

(2) 水防活動に必要な人員の確保が困難なことが予想されることから、関係機関は、関係団体等と調整協議し、人員の確保に努める。

(3) 水防活動に必要な資機材の確保について、水防倉庫の充実、水防資機材の備蓄強化に努める。

4 ため池施設災害対策

老朽化したため池が決壊した場合は、下流の住宅や公共施設等に甚大な被害を与えるおそれがある。

このため、ため池の防災・減災対策に当たっては、地震による破損等で決壊した場合に浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれや、下流に甚大な被害を与えるおそれのあるため池を「防災重点農業用ため池」として指定し、堤体補修等

- 1 のハード対策を実施するとともに、緊急連絡体制等の整備やハザードマップ作成などの
- 2 ソフト対策も実施し、住民への周知による被害の軽減を図る。

第7節 地盤災害等予防対策

【建設課、農業振興課、住民生活課】

地震による被害の大きさは、地盤の特性及び地形等が大きな要素を占めている。したがって、地震による被害を未然に予防又は軽減するためには、その土地の地形、地質及び地盤を十分に理解し、その土地の自然特性及び災害特性に適した土地利用を計画的に実施していく必要がある。

このため、今後適正な土地利用を推進するとともに災害時の被害を軽減するための諸対策を実施していく。

1 土石流対策

このことについては、「第1編第2章第4節2（2）」を参照するものとする。

2 地すべり対策

このことについては、「第1編第2章第4節2（3）」を参照するものとする。

3 急傾斜地崩壊対策

このことについては、「第1編第2章第4節2（4）」を参照するものとする。

4 二次災害予防対策

町は、余震あるいは降雨等による二次的な災害を防止するための砂防関係施設及び土砂災害警戒区域等を、専門技術者（斜面判定士、山地防災ヘルパー）等を活用した点検体制の整備を図る。

また、町は、危険性が高いと判断された箇所についての警戒体制、関係機関及び地域住民への周知体制、避難誘導體制等についてもあらかじめ検討しておく。

第8節 火災予防対策

【住民生活課、消防本部、消防団】

地震発生時における被害の拡大を防ぐためには、火災を最小限にとどめることが重要であり、同時多発的な火災の発生を未然に防止し、出火防止、初期消火の徹底、体制の整備、火災の拡大要因の除去及び消防力の強化などの対策を実施する必要がある。

1 出火防止対策

(1) 防火防災意識の高揚啓発

地震発生時には、同時多発的な出火の可能性が高いため、町、消防本部及び県は、春・秋季の全国火災予防運動をはじめとする各種火災予防運動等を通じ、地震発生時の出火防止に関する知識の普及啓発活動を推進する。

また、ライフラインの復旧時に出火する場合もあるので、電気のブレーカーの遮断及びガスの元栓閉鎖など避難時における対応についての普及啓発を図る。

(2) 住宅防火対策の推進

町及び消防本部は地震発生時における住宅からの火災発生を未然に防止するため、対震安全装置付火気使用設備器具の普及に努めるとともに、住宅防火診断等を通じ、各家庭における火気使用設備・器具の適切な使用方法を指導する。

特に、住宅火災による被災の危険性が高い寝たきり又は一人暮らしの高齢者、身体障がい者の家庭について優先的に住宅防火診断等を実施する。

(3) 防火管理者制度の効果的運用

火災による人的、物的損害を最小限度に止めるため、防火対象物の防火管理体制を強化し、失火の防止、出火の際の早期通報、初期消火及び避難誘導を確実にける体制を確立する必要がある。そのため、消防本部は防火管理者講習等を開催するとともに、選任義務のある防火対象物には必ず防火管理者が置かれるように選任、解任届を励行させる。

(4) 予防査察指導の強化

火災の未然防止には、建物及び消防用設備の維持管理が重要であり、消防本部は年間計画に基づき予防査察を計画的に実施するとともに、特に飲食店、スーパー等の不特定多数の者が出入りする施設については、立入検査を励行し管理権限者に対する防火体制の徹底について指導を行う。

1 **2 初期消火体制の整備**

2 (1) 消火器等の普及

3 このことについては、「第1編第2章第5節4(1)」を参照するものとする。

4 (2) 自主防災組織の初期消火体制

5 このことについては、「第1編第2章第5節4(2)」を参照するものとする。

6 **3 火災拡大要因の除去計画**

7 (1) 道路等の整備

8 このことについては、「第1編第2章第5節5(1)」を参照するものとする。

9 (2) 建築物の防火対策

10 このことについては、「第1編第2章第5節5(2)」を参照するものとする。

11 (3) 薬品類取扱施設対策

12 このことについては、「第1編第2章第5節5(3)」を参照するものとする。

13 **4 消防力の強化及び広域応援体制の整備**

14 (1) 消防力の強化

15 このことについては、「第1編第2章第5節1(1)」を参照するものとする。

16 (2) 広域的な応援体制の整備

17 このことについては、「第1編第2章第5節2(1)」を参照するものとする。

18 **5 消防水利の整備**

19 このことについては、「第1編第2章第5節1(2)」を参照するものとする。

20 **6 救助体制の整備**

21 このことについては、「第1編第2章第5節1(3)」を参照するものとする。

第9節 積雪・寒冷対策

【住民生活課、建設課】

積雪・寒冷期において地震が発生した場合、他の季節に発生する地震災害と比べて、積雪により被害が拡大することや緊急輸送路、避難路・避難場所の確保等に支障が生ずる場合が想定される。

このため、町及び防災関係機関においては、積雪・寒冷対策を推進し、地震災害の軽減に努める。

1 交通の確保

地震発生時には、町、県及び防災関係機関の行う緊急輸送等の円滑な実施を図るため、緊急輸送路の確保を図ることが重要である。

このため、町は、町内の道路網について、関係機関との相互連携の下に除雪体制を整備する。

2 寒冷対策の推進

(1) 避難所対策

避難施設における暖房等の需要増大が予想されるため、町は、ストーブ等電源を要しない暖房機具、燃料のほか、積雪寒冷期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボート等）の備蓄に努める。

また、停電時における暖房設備の電源確保のため、非常用電源等バックアップ設備の整備に努める。

(2) 被災者及び避難者対策

町は、被災者及び避難者に対する防寒用品の整備・備蓄に努めるとともに、応急仮設住宅は、積雪のため早期着工が困難となることや避難生活が長期化することが予想されることから、被災者・避難者の生活確保のための長期対策を検討しておく。

第10節 緊急輸送路等の指定

【総務課、建設課】

町は、災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の円滑かつ広域的な輸送を行うため、各拠点との有機的連携を考慮し、緊急輸送路等を事前に指定するとともに、計画に基づき、その整備を実施する。

1 町緊急輸送路等の指定

このことについては、「第1編第2章第8節1」を参照するものとする。

2 緊急輸送路等の耐震化

町は、県緊急輸送路等及び町緊急輸送路に面する建築物について、「福島県耐震改修促進計画」に基づき耐震診断・耐震改修の促進に努める。

第11節 避難対策

【戸籍税務課、住民生活課、健康福祉課、教育総務課、生涯学習課】

大地震による災害は、火災などの二次災害と相まって、大規模かつ広域的なものとなるため、適切な避難計画の整備、避難対策の推進を図る。

1 避難計画の策定

町は、地震による火災、家屋の倒壊、津波、山崩れ、地すべり等の災害発生時に、安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、町地域防災計画の中に、次の事項を内容とした避難計画を策定する。

なお、避難計画の策定に当たっては、避難先の伝達方法、避難の長期化、県外も含めた市町村間を越えた広域避難の際のコミュニティを維持しながらの避難先の指定についても考慮するものとする。

- (1) 高齢者等避難に関する情報提供、指示を行う基準
- (2) 高齢者等避難に関する情報提供、指示の伝達方法
- (3) 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口及び責任者
- (4) 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法
- (5) 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
 - ア 給水措置
 - イ 給食措置
 - ウ 毛布、寝具等の支給
 - エ 衣料、日用必需品の支給
 - オ 負傷者に対する応急救護
 - カ ペットとの同行避難のためのゲージ等の支援
- (6) 指定避難所の管理に関する事項
 - ア 避難所の管理者（原則として市町村職員を指定）及び運営方法
 - イ 避難収容中の秩序保持
 - ウ 避難者に対する災害情報の伝達
 - エ 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
 - オ 避難者に対する各種相談業務
- (7) 指定避難所の整備に関する事項
 - ア 収容施設
 - イ 給食施設

- 1 ウ 給水施設
- 2 エ 情報伝達施設
- 3 オ トイレ施設（仮設トイレ、防疫用資機材、清掃用資機材等）
- 4 カ ペット等の保管施設
- 5 (8) 高齢者、障がい者等の要配慮者に対する救援措置に関する事項
- 6 ア 情報の伝達方法
- 7 イ 避難及び避難誘導
- 8 ウ 避難所における配慮等
- 9 エ 老人デイサービスセンターの活用等
- 10 (9) 避難の心得、その他防災知識の普及啓発に関する事項
- 11 ア 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行
- 12 イ 標識、誘導標識等の設置
- 13 ウ 住民に対する巡回指導
- 14 エ 防災訓練等

2 指定緊急避難場所の指定等

避難計画において定める指定緊急避難場所は、災害対策基本法第 49 条の 4 の規定に基づきあらかじめ指定等の手続きをしておく。

(1) 指定緊急避難場所の指定

このことについては、「第1編第2章第9節3（1）」を参照するものとする。

(2) 管理者の同意

このことについては、「第1編第2章第9節3（2）」を参照するものとする。

(3) 知事への通知等

このことについては、「第1編第2章第9節3（3）」を参照するものとする。

(4) 管理者届出義務

このことについては、「第1編第2章第9節3（4）」を参照するものとする。

(5) 指定の取消

このことについては、「第1編第2章第9節3（5）」を参照するものとする。

3 指定避難所の指定等

避難計画において定める指定避難所は、災害対策基本法第 49 条の 7 の規定に基づき

- 1 あらかじめ指定等の手続きをしておく。
- 2 (1) 指定避難所の指定
- 3 このことについては、「第1編第2章第9節4(1)」を参照するものとする。
- 4 (2) 管理者の同意
- 5 このことについては、「第1編第2章第9節4(2)」を参照するものとする。
- 6 (3) 知事への通知等
- 7 このことについては、「第1編第2章第9節4(3)」を参照するものとする。
- 8 (4) 管理者の届出義務
- 9 このことについては、「第1編第2章第9節4(4)」を参照するものとする。
- 10 (5) 指定の取消
- 11 このことについては、「第1編第2章第9節4(5)」を参照するものとする。
- 12 (6) 指定した施設の整備
- 13 このことについては、「第1編第2章第9節4(6)」を参照するものとする。

14 **4 指定緊急避難場所等を指定する場合の留意点**

- 15 (1) 指定緊急避難場所と指定避難所の関係
- 16 このことについては、「第1編第2章第9節5(1)」を参照するものとする。
- 17 (2) 地域との事前協議
- 18 このことについては、「第1編第2章第9節5(2)」を参照するものとする。
- 19 (3) 学校を指定する場合の措置
- 20 このことについては、「第1編第2章第9節5(3)」を参照するものとする。
- 21 (4) 県有施設の利用
- 22 このことについては、「第1編第2章第9節5(4)」を参照するものとする。
- 23 (5) その他の施設の利用
- 24 このことについては、「第1編第2章第9節5(5)」を参照するものとする。

25 **5 避難路の選定等**

- 26 このことについては、「第1編第2章第9節6」を参照するものとする。

1 **6 避難場所等の居住者等に対する周知**

2 このことについては、「第1編第2章第9節7」を参照するものとする。

3 **7 学校、病院等施設における避難計画**

4 学校、病院、工場及びその他防災上重要な施設の管理者は、それぞれ作成する消防計
5 画の中に、以下の事項に留意して避難に関する計画を作成し、避難対策の万全を図る。

6 (1) 学校等の避難計画

7 このことについては、「第1編第2章第9節8(1)」を参照するものとする。

8 (2) 社会福祉施設等における避難計画

9 このことについては、「第1編第2章第9節8(2)」を参照するものとする。

10 (3) 病院における避難計画

11 このことについては、「第1編第2章第9節8(3)」を参照するものとする。

12 (4) その他の防災上重要な施設の避難計画

13 このことについては、「第1編第2章第9節8(4)」を参照するものとする。

14 (5) 広域避難計画

15 このことについては、「第1編第2章第9節8(5)」を参照するものとする。

16 **8 避難所の運営体制の整備**

17 このことについては、「第1編第2章第9節9」を参照するものとする。

18

第12節 医療（助産）救護・防疫体制の整備

【健康福祉課、住民生活課】

地震発生時には、広域的あるいは局地的に、救助や医療救護を必要とする多数の傷病者が発生することが予想され、また、医療機関においても一時的な混乱により、その機能が停止することも十分に予測される。

町は、医療（助産）救護活動を迅速に実施し、人命の安全を確保するとともに、被害の軽減を図るために必要な医療（助産）救護・防疫体制の整備充実を図る。

1 医療（助産）救護体制の整備

（1）医療（助産）救護活動体制の確立

このことについては、「第1編第2章第10節1（1）」を参照するものとする。

（2）災害時医薬品等備蓄供給体制の確立

このことについては、「第1編第2章第10節1（2）」を参照するものとする。

（3）血液確保体制の確立

このことについては、「第1編第2章第10節1（3）」を参照するものとする。

（4）傷病者等搬送体制の整備

このことについては、「第1編第2章第10節1（4）」を参照するものとする。

（5）医療関係者に対する訓練等の実施

このことについては、「第1編第2章第10節1（5）」を参照するものとする。

2 防疫対策

（1）防疫体制の確立

このことについては、「第1編第2章第10節2（1）」を参照するものとする。

（2）防疫用薬剤等の備蓄

このことについては、「第1編第2章第10節2（2）」を参照するものとする。

（3）し尿処理・清掃活動体制の確保計画

このことについては、「第1編第2章第10節2（3）」を参照するものとする。

第13節 食料等の調達・確保、防災資機材等の整備及び廃棄物処理計画の策定

【住民生活課、健康福祉課、双葉地方水道企業団、復興推進課、農業振興課、建設課】

町及び防災関係機関は、住民の生活を確保するため、食料、飲料水等の確保に努めるとともに、地震災害発生時における応急対策活動を円滑に行うため、防災資機材等の整備及び廃棄物処理計画の策定を図る。

また、住民は、最低3日分、推奨1週間分の食料、飲料水等の備蓄に努めるとともに、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）を日ごろから備えておくものとする。

1 食料、生活物資の調達及び確保

(1) 食料

このことについては、「第1編第2章第11節1(1)」を参照するものとする。

(2) 生活物資

このことについては、「第1編第2章第11節1(2)」を参照するものとする。

2 飲料水等の確保

(1) 応急飲料水の確保

このことについては、「第1編第2章第11節2(1)」を参照するものとする。

(2) 資機材等の整備

このことについては、「第1編第2章第11節2(2)」を参照するものとする。

3 防災資機材等の整備及び輸送手段等の確保

(1) 防災資機材の整備

このことについては、「第1編第2章第11節3(1)」を参照するものとする。

(2) 備蓄倉庫等の整備

このことについては、「第1編第2章第11節3(2)」を参照するものとする。

(3) 民間事業者との連携

このことについては、「第1編第2章第11節3(3)」を参照するものとする。

1 **4 災害廃棄物処理計画の策定**

2 このことについては、「第1編第2章第11節4」を参照するものとする。

第14節 防災教育

【住民生活課、教育総務課、生涯学習課】

地震による災害発生の防止、あるいは災害発生時における被害の軽減を図るため、町、県及び防災関係機関は日ごろから地震防災対策を進めるとともに、地震発生時には同時多発的な被害の発生が予想されることから、住民一人ひとりが自らの生命と財産を守るため、日頃から個人や家庭において防災対策を講じるとともに、地域やコミュニティの中で住民同士が連携した実践的な防災活動を定期的に行い、自助・共助の取り組みを充実させることが重要である。

このため、町、県及び防災関係機関は、住民に対し地震防災上必要な防災知識の普及啓発及び防災組織の育成指導に努めるとともに、気象庁が発表する緊急地震速報(警報)について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報にも努めるものとする。

また、消防学校において自主防災組織の指導者等を対象とした教育の充実を図る。

1 住民等に対する防災教育

(1) 防災知識の普及啓発

このことについては、「第1編第2章第12節1(1)」を参照するものとする。

(2) 地域防災力の向上

このことについては、「第1編第2章第12節1(2)」を参照するものとする。

2 防災上重要な施設における防災教育

町及び防災関係機関は、病院、社会福祉施設、旅館、その他不特定多数の人々が集まり、地震発生時に人的被害が発生する可能性が高い施設について、これらの施設における防災教育の徹底を図る。

(1) 病院、社会福祉施設等における防災教育

このことについては、「第1編第2章第12節2(1)」を参照するものとする。

(2) ホテル及び旅館等の宿泊施設における防災教育

このことについては、「第1編第2章第12節2(2)」を参照するものとする。

(3) その他、不特定多数の人が利用する施設における防災教育

このことについては、「第1編第2章第12節2(3)」を参照するものとする。

1 **3 防災対策に携わる全ての職員に対する教育・研修・訓練**

2 このことについては、「第1編第2章第12節3」を参照するものとする。

3 **4 学校教育における防災教育**

4 (1) 児童生徒に対する教育

5 このことについては、「第1編第2章第12節4(1)」を参照するものとする。

6 (2) 教職員に対する防災研修

7 このことについては、「第1編第2章第12節4(2)」を参照するものとする。

8 **5 災害教訓の伝承**

9 (1) 災害教訓の収集、公開

10 このことについては、「第1編第2章第12節5(1)」を参照するものとする。

11 (2) 災害教訓の伝承の取組

12 このことについては、「第1編第2章第12節5(2)」を参照するものとする。

第15節 防災訓練

【住民生活課】

災害発生時に迅速かつ的確な行動を行うためには、災害時にどのような行動をとるべきか、災害時の状況を想定した、日ごろからの訓練が重要である。

このため、町は、災害対策基本法第48条の規定に基づき、総合防災訓練をはじめとする各種の防災訓練を実施し、地域防災計画の習熟、防災関係機関相互の連絡協調体制の確立及び防災体制の充実を図り、併せて住民の防災意識の高揚を図っている。

なお、各種の防災訓練の実施に当たっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めるとともに、高齢者、障がい者等の要配慮者の参加についても配慮するものとする。

1 総合防災訓練

このことについては、「第1編第2章第13節1」を参照するものとする。

2 個別訓練

(1) 通信訓練

町は、地震・津波情報の受伝達、災害発生時の被害状況の把握及び応急対策の指令を迅速かつ適切に行えるよう通信訓練を実施する。特に、本町防災行政無線等による通信が十分な効果が発揮できるよう、情報等の迅速かつ的確な伝達、通信機器類の操作、平常時通信から災害時通信への適切な切り替え(統制)等について訓練を行うものとする。

なお、実施の際は、県総合情報通信ネットワーク、衛星携帯電話、電子メールなどの多重化した通信手段及び非常電源電設備を使用し、有効に活用できるよう備える。

また、有線、町防災行政無線及び県総合情報通信ネットワークが使用不能になったときに備え、非常通信協議会が実施する非常通信訓練に参加し、非常時の通信連絡の確保を図る。

(2) 動員訓練

このことについては、「第1編第2章第13節2(4)」を参照するものとする。

(3) 災害対策本部運営訓練

このことについては、「第1編第2章第13節2(5)」を参照するものとする。

(4) 避難所設置運用訓練

このことについては、「第1編第2章第13節2(6)」を参照するものとする。

1 **3 事業所、自主防災組織及び住民等の訓練**

2 (1) 事業所（防火管理者）における訓練

3 このことについては、「第1編第2章第13節3（1）」を参照するものとする。

4 (2) 自主防災組織等における訓練

5 このことについては、「第1編第2章第13節3（2）」を参照するものとする。

6 (3) 一般住民の訓練

7 このことについては、「第1編第2章第13節3（3）」を参照するものとする。

8 **4 訓練の評価と地域防災計画等への反映**

9 このことについては、「第1編第2章第13節4」を参照するものとする。

第16節 地域防災力の充実強化

【住民生活課、復興推進課、農業振興課】

地震災害の発生防止、あるいは災害発生時における被害の軽減を図るためには、町及び防災関係機関が防災対策を講ずるとともに、地域住民が“自らの命と地域は自分達で守る”という意識のもとに、自主防災組織を結成し、地域における相互扶助による防災活動の中心として、自主防災組織において、日ごろから防災活動を積極的に行うことが重要である。

特に地震災害においては、倒壊家屋からの早期救出・出火時の初期消火が最も重要であり、人命確保の主役としての自主防災組織の役割は極めて大きい。

さらに、企業に対しても災害時に果たす役割を十分認識させ防災活動の推進に努めさせることが重要である。

1 自主防災組織

このことについては、「第1編第2章第14節1」を参照するものとする。

2 消防団の再構成

このことについては、「第1編第2章第14節2」を参照するものとする。

3 企業防災の促進

このことについては、「第1編第2章第14節3」を参照するものとする。

4 地区防災計画の作成

このことについては、「第1編第2章第14節4」を参照するものとする。

第17節 要配慮者対策

【住民生活課、健康福祉課】

地震・津波災害の発生時において、高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者（児）及び外国人等いわゆる「要配慮者」が災害の発生時において、犠牲になる場合が多くなっている。

こうした状況を踏まえ、今後は、要配慮者の防災対策を積極的に推進していくことが、従来以上に重要な課題となっている。

1 町地域防災計画、全体計画において定める全般的事項

(1) 町地域防災計画において定める事項

このことについては、「第1編第2章第15節1（1）」を参照するものとする。

(2) 全体計画において定める事項

このことについては、「第1編第2章第15節1（2）」を参照するものとする。

(3) 支援体制及び避難用器具等の整備

このことについては、「第1編第2章第15節1（3）」を参照するものとする。

2 避難行動要支援者名簿の作成、利用及び提供

(1) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

このことについては、「第1編第2章第15節2（1）」を参照するものとする。

(2) 避難行動要支援者名簿の作成

このことについては、「第1編第2章第15節2（2）」を参照するものとする。

(3) 要配慮者の情報利用等

このことについては、「第1編第2章第15節2（3）」を参照するものとする。

(4) 名簿情報の更新

このことについては、「第1編第2章第15節2（4）」を参照するものとする。

(5) 名簿情報の提供

このことについては、「第1編第2章第15節2（5）」を参照するものとする。

(6) 名簿情報の提供における配慮

このことについては、「第1編第2章第15節2（6）」を参照するものとする。

1 (7) 秘密保持義務

2 このことについては、「第1編第2章第15節2(7)」を参照するものとする。

3 **3 個別計画の策定**

4 このことについては、「第1編第2章第15節3」を参照するものとする。

5 **4 社会福祉施設等における対策**

6 (1) 施設等の整備

7 このことについては、「第1編第2章第15節4(1)」を参照するものとする。

8 (2) 組織体制の整備

9 このことについては、「第1編第2章第15節4(2)」を参照するものとする。

10 (3) 緊急連絡体制の整備

11 このことについては、「第1編第2章第15節4(3)」を参照するものとする。

12 (4) 防災教育・防災訓練の充実

13 このことについては、「第1編第2章第15節4(4)」を参照するものとする。

14 **5 在宅者に対する対策**

15 (1) 情報伝達体制の整備

16 このことについては、「第1編第2章第15節5(1)」を参照するものとする。

17 (2) 防災知識の普及・啓発

18 このことについては、「第1編第2章第15節5(2)」を参照するものとする。

19 (3) 支援体制及び避難用器具等の整備

20 このことについては、「第1編第2章第15節5(3)」を参照するものとする。

21 **6 外国人に対する防災対策**

22 このことについては、「第1編第2章第15節6」を参照するものとする。

23 **7 避難所への移送**

24 このことについては、「第1編第2章第15節7」を参照するものとする。

1 **8 避難所における要配慮者支援**

2 このことについては、「第1編第2章第15節8」を参照するものとする。

第18節 ボランティアとの連携

【住民生活課、健康福祉課】

大規模な地震災害時における県内外からの多くのボランティアの申し入れに対して、町、県及び関係機関・団体は相互に協力し、ボランティアの受付、調整等を行うための体制の整備を図る。

また、ボランティアの受入れに際しては、医療、看護、老人介護や外国人との会話力、建築物の応急危険度判定等ボランティアの技能が効果的に生かされるよう配慮する。

1 ボランティア団体等の把握、登録等

町は、迅速かつ的確な応急対策活動が行われるように日本赤十字社福島県支部、県社会福祉協議会、町社会福祉協議会などと連携を図りながら、ボランティア団体及び専門的な知識、技能をもつボランティアの把握に努めるものとする。

なお、応急危険度判定士については、講習会を実施の上、県において認定登録を行い、災害時には関係機関にその情報を提供するものとされている。

2 ボランティアの連携体制の整備

(1) 町からの情報提供

このことについては、「第1編第2章第16節2(1)」を参照するものとする。

(2) コーディネート体制の整備

このことについては、「第1編第2章第16節2(2)」を参照するものとする。

(3) ボランティア活動保険

このことについては、「第1編第2章第16節2(3)」を参照するものとする。

3 ボランティアの種類

このことについては、「第1編第2章第16節3」を参照するものとする。

第19節 災害時相互応援協定の締結

【総務課、復興推進課、農業振興課、住民生活課】

1 自治体間の相互応援協力

(1) 都道府県間、知事会の枠組み

このことについては、「第1編第2章第17節1(1)」を参照するものとする。

(2) 市町村間の枠組み

このことについては、「第1編第2章第17節1(2)」を参照するものとする。

2 民間事業者・団体との災害時応援協定

このことについては、「第1編第2章第17節2」を参照するものとする。

3 応援協定の公表

このことについては、「第1編第2章第17節3」を参照するものとする。

4 連絡体制の整備

このことについては、「第1編第2章第17節4」を参照するものとする。

1 **第20節 双葉町特有の状況を踏まえた災害予防対策**

2 **【住民生活課、復興推進課】**

3 このことについては、「第1編第2章第18節」を参照するものとする。

第3章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制

【総括班】

町域に大規模な地震災害が発生した場合に、町は、速やかに災害対策本部等組織の編成、要員の確保を行い、初動体制を確立するとともに、関係機関と緊密な連携を図り、災害の拡大を防止するための活動体制を整備する。

1 災害対策本部の設置

町長は、町域に地震が発生し、迅速かつ的確な災害対策を実施するため必要があると認めるとき、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条及び双葉町災害対策本部条例に基づき、双葉町災害対策本部（以下「本部」という。）を設置するものとする。

（1）設置及び廃止の基準

設置基準	①町内において震度5強以上を観測したとき。【自動設置基準】 ②気象庁の発表にかかわらず、町内に地震による大規模な災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときで町長が必要と認めるとき。 ③気象庁が、福島県に大津波警報を発表したとき。【自動設置基準】 ④津波により、町内に大規模な災害が発生したとき、又は災害が発生するおそれがあるときで町長が必要と認めるとき。
廃止基準	①予想された災害の危険が解消したと認めるとき。 ②災害応急対策がおおむね完了したと認めるとき。

（2）設置及び廃止の通知

このことについては、「第1編第3章第1節1（2）」を参照するものとする。

（3）設置等権限の代理者

このことについては、「第1編第3章第1節1（3）」を参照するものとする。

（4）本部の設置場所

このことについては、「第1編第3章第1節1（4）」を参照するものとする。

2 本部の組織

このことについては、「第1編第3章第1節2」を参照するものとする。

1 **3 災害救助法が適用された場合の体制**

2 このことについては、「第1編第3章第1節3」を参照するものとする。

3

第2節 職員の動員配備

【総務班】

地震発生時において、初動体制をいち早く確立することが、その後の円滑な災害応急対策活動を実施するために極めて重要である。

このため、職員の配備基準を明確にするとともに、職員の動員伝達方法、自主参集の基準等を明確にしておく必要がある。

具体的な対策については、「第1編第3章第2節」を参照するものとする。ただし、職員の動員配備基準等については、次のとおりである。

1 動員配備体制

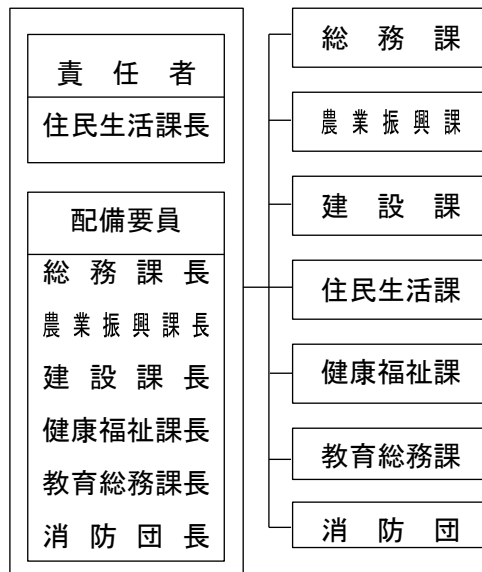
地震発生時における職員の動員配備体制については、次のとおりである。

図表2-10 地震発生時における職員の動員配備体制

種 別	配 備 内 容	配 備 時 期
警戒配備	関係各課の所要人員で災害に関する情報収集及び連絡活動が円滑に行える体制とする。	1 町内において震度4の地震が観測されたとき。 2 福島県に津波注意報が発表されたとき。 3 その他必要により町長が指示したとき。
特別警戒配備	管理職及び関係各課の所要人員をもって当たるもので、災害の発生とともに、そのまま直ちに非常活動を開始できる体制とする。	1 町内において震度5弱の地震が観測されたとき。 2 その他必要により町長が指示したとき。
災害対策本部の設置	第一非常配備体制 本部事務局が常時活動するほか所要の地域に現地本部をおく。各班・部のおおむね1/2の職員を配備し、災害応急対策活動を実施する体制とする。	1 町内において震度5強の地震が観測されたとき。 2 福島県に津波警報が発表されたとき。 3 その他必要により本部長が指示したとき。
	第二非常配備体制 全員	1 町内において震度6弱以上の地震が観測されたとき。 2 福島県に大津波警報が発表されたとき。 3 その他必要により本部長が指示したとき。

1

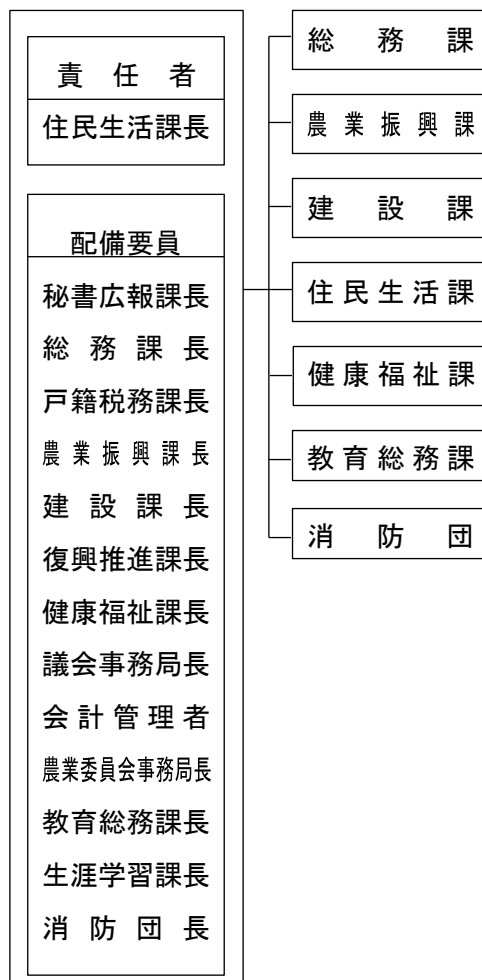
図表2-11 双葉町警戒配備組織図



2

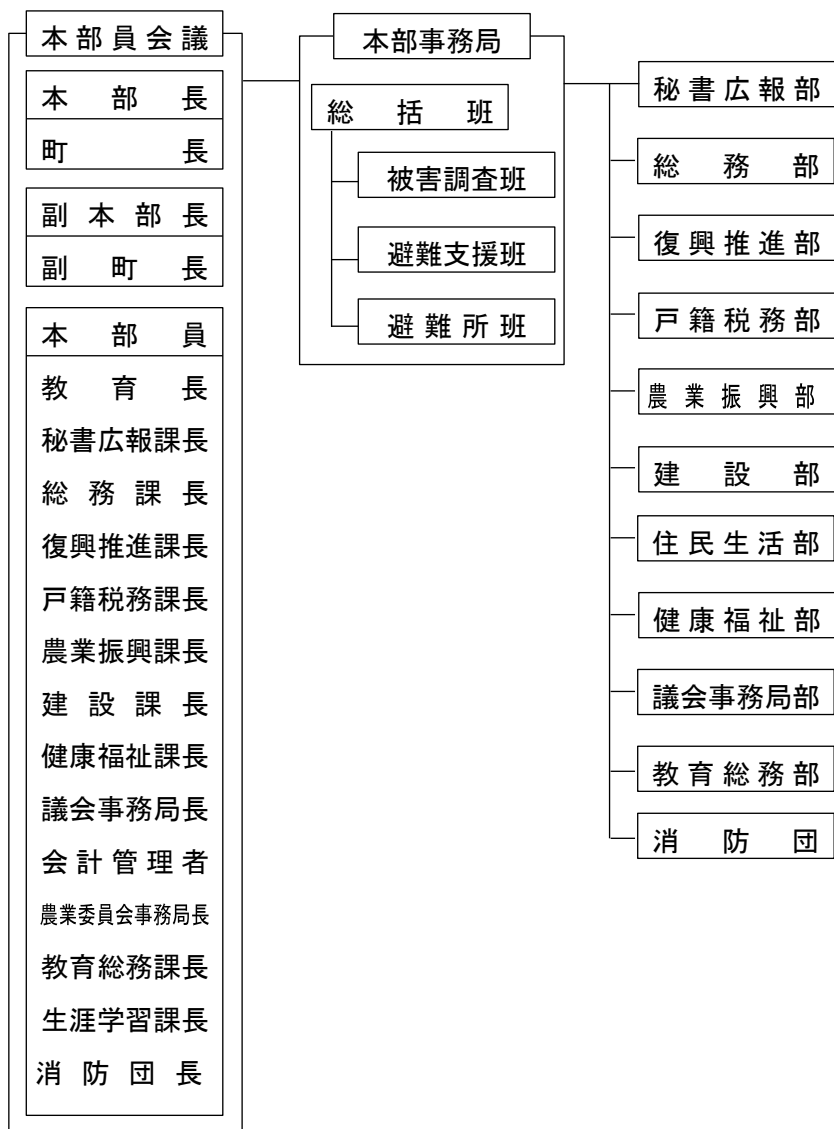
3

図表2-12 双葉町特別警戒配備組織図



4

1 図表 2-13 双葉町災害対策本部組織図



2
3
4

1 **2 職員の自主参集**

2 町内において震度5強以上の地震が観測された場合には、自動的に災害対策本部を設
3 置することとなるため、関係職員（震度6弱以上の場合には全職員）は、動員配備指令
4 を待たず、直ちに庁舎へ参集する。

5 組織については、「第1編第3章第2節3」を参照する。

6
7
8

第3節 地震災害情報の収集伝達

【総括班、被害調査班、各部】

町は、職員を動員するなどし、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するために必要な情報及び被害状況を収集するとともに、速やかに県及び関係機関に伝達を行う。

1 地震情報等の受理伝達

(1) 気象庁の地震情報

ア 地震情報の種類とその内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報等を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報等発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。
長周期地	・震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、

震動に関する観測情報		地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載）。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）をおおむね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。

1 **イ 福島地方気象台の地震情報等の伝達基準**

- 2 (ア) 福島県内で震度1以上の揺れを観測したとき。
- 3 (イ) 福島県に津波警報等を発表したとき。
- 4 (ウ) その他、地域住民に周知させることが適当と思われるとき（群発地震等）。
- 5 (エ) 特に発表が必要と認めた場合。

6 **ウ その他**

7 福島地方気象台は、福島県に津波警報等が発表されたときや福島県内で震度4以上の
8 揺れを観測したときなどに防災等に係る活動の利用に資するよう津波警報等の発表状況
9 や地震の概要を地震解説資料として発表する。

10 **エ 地震情報等の受理伝達**

- 11 (ア) 関係機関は、地震情報等について、次の図表2-14により迅速・的確に受理伝達す
12 る。
- 13 (イ) 県は、福島地方気象台から受理した地震情報等について、市町村、防災関係機関
14 に伝達する。
- 15 (ウ) 町は、地震情報等を受理したときは、直ちに住民等に伝達するとともに、避難の
16 指示の必要な措置を行う。

17 **オ 緊急地震速報**

- 18 (ア) 気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地
19 域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレ
20 ビ・ラジオを通じて住民に提供する。なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急
21 地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

22 (注)緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析するこ
23 とにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。こ
24 のため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合もある。

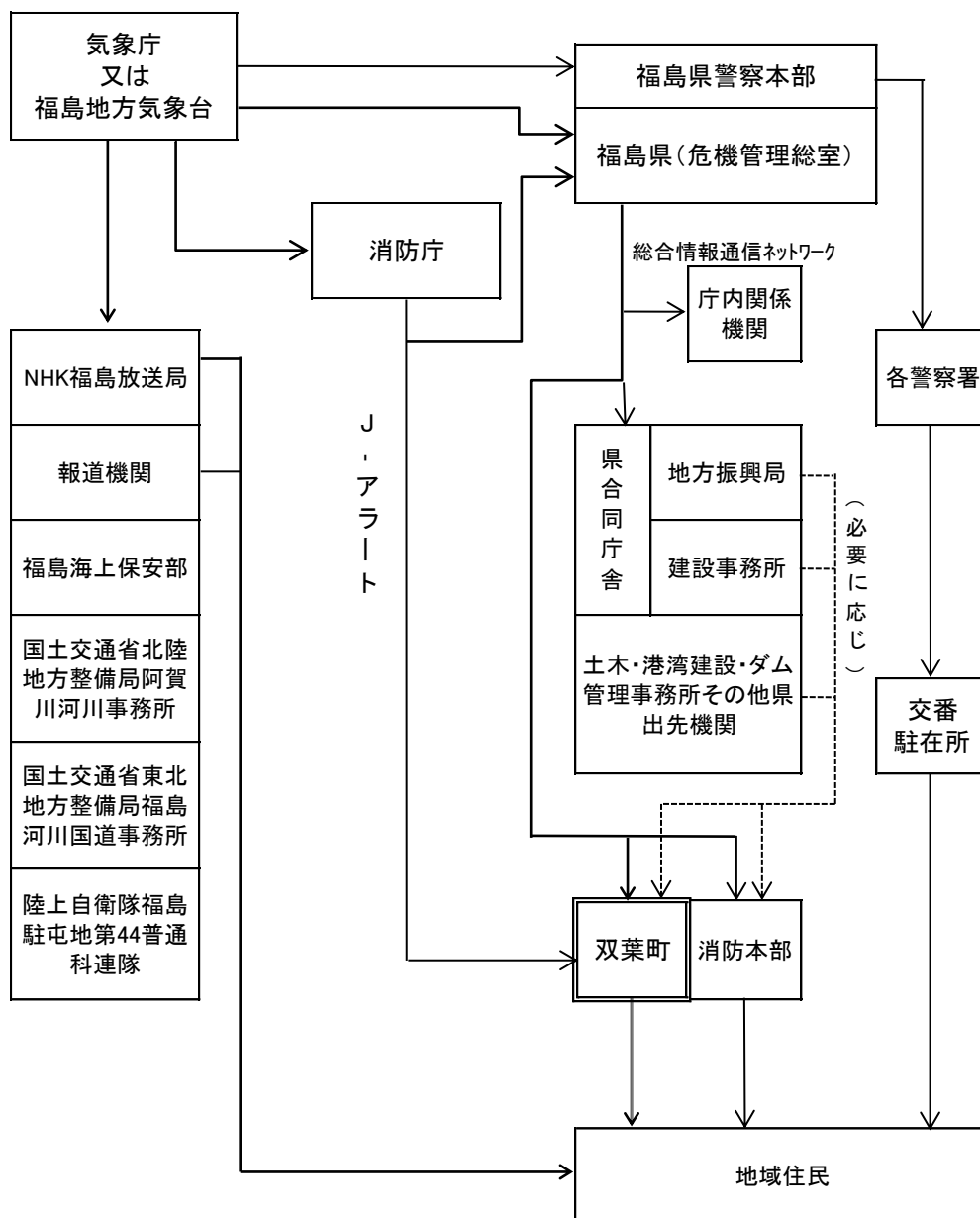
- 25 (イ) 福島地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

- 1 (ウ) 町及び県は、福島地方気象台と協力し、訓練に緊急地震速報を取り入れるなど、
2 緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努めるとともに、住民に直接緊急
3 地震速報を伝達する体制の整備に努めるものとする。

4 (2) 福島県震度情報ネットワークシステムの情報

- 5 県内の全市町村に設置した震度計による情報を県庁で把握できるようになっており、
6 観測した情報については、総合情報ネットワークシステムの自動FAX送信装置により
7 市町村、消防本部、地方振興局及び庁内関係領域に送信される。

8 図表2-14 津波予報・地震情報等伝達系統



2 被害状況等の収集、報告

(1) 地震・津波による被害状況等の情報の収集・伝達

町は、震度4以上の地震が発生した場合及び震度3以下の地震であっても被害が発生した場合は、人的被害、建物被害状況並びに火災、津波及び土砂災害の発生状況等の情報を収集し、福島県総合情報通信ネットワークの「防災事務連絡システム」により、県災害対策本部（危機管理総室）及び県災害対策相双地方本部（相双地方振興局）に報告する。ただし、通信遮断等により県（災害対策課）との連絡が取れない場合は、直接総務省消防庁に報告する。発災直後で被害状況を十分に把握できない場合は、数値報告に代えて、災害の具体的状況や個別の災害情報等の概括情報を含め把握できた順から報告する。

(2) 被害状況調査と報告

その他、災害情報の収集、報告については、「第1編第3章第3節2」を参照するものとする。

第4節 通信の確保

【住民生活部】

災害時において、通信は正確な情報の収集伝達手段として非常に重要な役割を果たし、あらゆる災害応急活動を迅速に行う上で必要不可欠なものである。

町は、通信の復旧に全力を挙げ、不通の間は補完的な通信手段の確保に努める。

具体的な計画については、「第1編第3章第4節」を参照するものとする。

第5節 相互応援協力

【総括班、総務部、住民生活部】

大規模地震による激甚な災害が発生した場合においては、広範な地域に被害が及び、社会機能が著しく低下するなかにあつて、消火活動や救命、救急、救助活動、被災者の生活対策をはじめとする多面的かつ膨大な対策を集中的に実施しなければならない。このため、町及び関係機関は、相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施する。

県及び近隣市町村等への応援要請については、「第1編第3章第5節」を参照するものとする。

第6節 災害広報

【総括班、秘書広報部、住民生活部】

震災の同時性、広域性、多発性という特殊性を考慮した広報体制を確立するとともに、報道機関及び防災関係機関との連携を密にして、地域住民等のニーズに応じた適切かつ迅速な広報を行う。

広報活動については、「第1編第3章第6節」を参照するものとする。

第7節 消火活動

【総務部、住民生活部、消防本部、消防団】

地震によってもたらされる二次被害のうち、最も大きな被害をもたらすものが火災によるものである。地震火災による被害を少なくするため、町は、消防本部及び消防団のすべての能力を活用して消防活動に取り組み、大規模火災時には協定等による広域応援要請を行う。

また、大規模な地震発生時には、消防力を上回る出火件数となることも想定され、この場合には自主防災組織等を中心とした地域住民による初期消火、出火防止等が重要となる。

1 消防本部による消防活動

消防本部は、第一線の消防活動機関であり、地震火災に対し総力をあげて消防活動に当たるとともに、消防団等を指揮し有効な対策を行い、次のとおり活動する。

(1) 災害情報収集活動優先の原則

同時多発火災などの災害状況の迅速な把握と的確な対応のため、消防車等の管内巡回による災害情報の収集を行う。

(2) 指定緊急避難場所及び避難路確保優先の原則

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした指定緊急避難場所及び避難路確保の消防活動を行う。

(3) 重要地域優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は重要かつ危険度の高い地域を優先に消防活動を行う。

(4) 消火可能地域優先の原則

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して行う。

(5) 市街地火災消防活動優先の原則

工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先とし、それらを鎮圧した後、部隊を集中して消防活動に当たる。

(6) 重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護上に

1 必要な消防活動を優先する。

2 (7) 火災現場活動の原則

3 ア 出場隊の指揮者は、災害の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路
4 を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を
5 決定する。

6 イ 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動に
7 より火災を鎮圧する。

8 ウ 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先と
9 し、道路、河川、耐火建造物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻
10 止する。

11 **2 消防団による活動**

12 消防本部と連携をとりながら、次の活動を行う。

13 (1) 情報収集活動

14 町内の災害情報の収集を積極的に行う。

15 (2) 出火防止

16 地震の発生により火災等の災害発生が予測された場合は、居住地周辺の住民に対し、
17 出火防止の広報を行い、出火した場合には住民と協力して初期消火を図る。

18 (3) 消火活動

19 消防隊が到着するまでや消防隊が十分でない場合には、率先して消火活動を行う。

20 (4) 救助活動

21 消防本部による活動を補佐し又は自らが積極的に活動し、要救助者の救助救出と負傷
22 者に対して簡易な応急処置を行い、安全な場所への搬送を行う。

23 (5) 避難誘導

24 避難の指示がなされた場合には、住民に伝達し関係機関と連絡をとりながら、住民を
25 安全に避難誘導する。

26 **3 県内隣接協定及び統一応援協定による応援**

27 消防本部は、単独での消防活動が困難であると判断したときは隣接相互応援協定を締
28 結している消防機関に応援を要請し、それでも対応できない場合は福島県広域消防相互

1 応援協定による派遣要請を行う。

2 4 他都道府県への応援要請

3 町長は、地震発生時における他都道府県への応援要請の必要が見込まれる場合は、次
4 の手続によって知事への応援要請を行う。

5 (1) 応援要請の手続き（要請は責任者の口頭でも可、後日文書を提出すること。）

6 町長は、他都道府県の消防隊の応援を要請したいときは、原則として次の事項を明ら
7 かにして知事に要請する。

8 ア 火災の状況及び応援要請の理由

9 イ 緊急消防援助隊の派遣要請期間

10 ウ 応援要請を行う消防隊の種別と人員

11 エ 町への進入経路及び結集場所

12 (2) 緊急消防援助隊の受入体制

13 他都道府県緊急消防援助隊応援消防隊の円滑な受け入れを図るため、町及び消防本部
14 は、担当者を明確にし連絡体制を整えておく。

15 ア 緊急消防援助隊の誘導方法

16 イ 緊急消防援助隊の人員、機材数、指導者等の確認

17 ウ 緊急消防援助隊に対する給食、仮眠施設等の手配

18 5 住民、自主防災組織及び事業所等の活動

19 住民、自主防災組織及び事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、出火防止活動
20 及び初期消火を実施するとともに、協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大を
21 防止する。特に危険物等を取り扱う事業所においては、二次災害の防止に努めるものと
22 する。

第8節 救助・救急

【総務部、住民生活部、消防本部、消防団】

地震発生後には、倒壊家屋の下敷きになるなど救助・救急が必要となる被災者が出る
ことが予想される。町は、関係機関及び住民・自主防災組織等との連携を密にし、人員、
資機材等を優先的に投入して、救助活動を実施する。

地震発生時における救助・救急活動については、「第1編第3章第8節」を参照するも
のとする。

第9節 自衛隊災害派遣要請

【総括班、総務部】

大規模地震が発生したとき、住民の生命、財産の保護のため必要な応急対策の実施が町のみでは困難であり、自衛隊の活動が必要かつ効果的であると認められた場合、自衛隊に災害派遣を要請し、効率的かつ迅速な応急活動の実施を期する。

大規模地震による自衛隊の派遣要請については、「第1編第3章第9節」を参照するものとする。

第10節 避難

【総括班、被害調査班、避難支援班、戸籍税務部、住民生活部、健康福祉部】

大規模地震発生時においては、家屋倒壊、火災、がけ崩れ、津波等の発生が予想されるなか、迅速、的確な避難活動を行う必要があるため、避難のための可能な限りの措置をとることにより住民の生命、身体の安全の確保を図る。その際、要配慮者についても十分考慮する。

避難については、「第1編第3章第10節」を参照するものとする。

第11節 避難所の設置・運営

【避難支援班、避難所班、住民生活部、教育総務部】

避難所は、災害のために現に被害を受け、又は受ける恐れのある者で、避難しなければならぬ者を一時的に学校、福祉施設、公民館その他既設の建物又は応急仮設物等に受入保護することを目的とする。

避難所の設置・運営については、「第1編第3章第11節」を参照するものとする。

第12節 医療（助産）救護

【健康福祉部、消防本部】

地震発生時には、医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想される。このため、震災時における医療体制を確立し、医療機関及び防災関連機関との密接な連携のもとに、一刻も早い医療救護活動を実施する必要がある。

地震発生時における救護・救急医療については、「第1編第3章第12節」を参照するものとする。

第13節 道路の確保（道路障害物除去等）

【総括班、建設部、消防団】

地震発生直後の道路の被害状況を早急に把握し、障害物の除去、応急復旧等を行うことは、救援活動を円滑に実施するために必要であり、また、これらを制約された条件下で効果的に行うためには、関係機関と協議の上、災害応急活動を支える緊急輸送路の開通作業を他の道路にさきがけて実施する

1 優先開通道路の選定

「第1編第2章第8節」で指定された緊急輸送路を優先開通道路とし、緊急性の高い順から選定する。

2 資機材の確保

町は、町保有資機材のほか、町内の建設業者等の協力を得て、資機材の確保に努める。町のみでは不足する場合は、県に対し、調達、あっせんを要請する。

3 道路開通作業の実施

- (1) 町は、所管する道路の被害状況、道路上の障害物の状況を速やかに調査し、緊急度の高い道路から開通作業を実施する。
- (2) 道路上の破損、倒壊等による障害物の除去については、警察署、自衛隊、消防本部及び占用工作物管理者等の協力を得て行い、交通確保に努める。

第14節 緊急輸送対策

【総括班、総務部、建設部】

町は、住民の生命の安全を確保するための輸送を最優先に行うことを原則に、交通関係諸施設などの被害状況及び復旧状況を把握し、復旧の各段階に応じた的確な対応を行う。

緊急輸送活動対策については、「第1編第3章第13節」を参照するものとする。

第15節 防疫及び保健衛生

【住民生活部、健康福祉部、双葉地方水道企業団】

震災時には、建物の倒壊や焼失等による多量のごみの発生とともに、不衛生な状態から感染症や食中毒等の発生が予想される。特に、多数の被災者が収容される避難所等においては、その早急な防止対策の実施が必要である。このため、防疫、食品衛生、環境衛生に関し、適切な処置を行う。

具体的な計画については、「第1編第3章第14節」を参照するものとする。

第16節 廃棄物処理対策

【建設部、住民生活部】

震災時には、建物・ブロック塀等の倒壊や地震火災等により、大量のごみの発生が予想される。また、上下水道施設の被災により、水洗トイレ等の使用に支障をきたし、し尿処理の問題が生ずる。特に多くの被災者のいる避難所等では、仮設トイレの早急な設置が必要となる。このため、し尿・ごみ・がれき・死亡獣畜の処理及び障害物の除去に関し、必要な措置を行う。

また、処理能力を超える場合等、必要に応じて、広域応援による処理を図る。

具体的な計画については、「第1編第3章第15節」を参照するものとするが、がれき処理については、次のとおりである。

1 がれき発生量の推定

地震災害・火災により建物の倒壊、焼失及びそれに伴う建物解体、さらには地震動によるガラスの落下物、ブロック塀等の破損物等（以下「がれき」という。）など大量の廃棄物が発生することが想定される。

町は、建物倒壊等の被害量から、がれき発生量を推定し、あらかじめ定めている廃棄物処理計画を勘案しつつ、中間処理又は最終処分を行うまでの一時仮置場、リサイクルのための分別を行うストックヤード等の場所の確保などの計画を策定する。

なお、がれき量は、環境省の技術資料「災害廃棄物等の発生量の推計方法」等を参考に推定する。

2 処理体制の確保

がれきの処理については、原則として町又はがれきの発生原因となる各施設管理者が処理することになるが、がれきが一時的かつ大量に発生することになるため、国、県、近隣市町村及び関係者と連携・協力して、がれきの処理状況の把握、搬送ルートや仮置場及び最終処分場の確保を図る。

3 処理対策

(1) 仮置場の確保

大量にがれき等が発生した場合は、仮置場に搬入する必要があるため、町はあらかじめ調査を実施しておいた公有地等を中心に具体的な選定を行う。

(2) 分別収集体制の確保

1 発生したがれき等を効率よく処理、処分するためには、排出時の分別の徹底が必要と
2 なるため、その対策について検討を行う。

3 **(3) 適正処理・リサイクル体制の確保**

4 震災時においても廃棄物の適正処理を確保する必要があるにもかかわらず、大量に発
5 生するがれき等の最終処分はかなり困難となることが想定される。

6 このため、町は、緊急時の相互扶助や産業廃棄物処理業者の支援のあり方など、産業
7 廃棄物の適正処理・リサイクル体制の確保策について検討しておく。

8 **(4) 広域処分体制の確保**

9 大量のがれき等を処分するためには、県外の最終処分場に処分を依頼することも想定
10 されるため、県及び他の市町村等の協力を得て、広域処分対策を検討する。

11 **(5) 粉じん等の公害防止策**

12 がれき等の応急処分の過程においては、粉じん、有害物質の発生などが考えられ、生
13 活環境への影響や保健衛生面から問題となる公害(大気汚染)が発生するおそれがある。

14 町は、県の指導を得て、その実態を把握するとともに、公害防止対策を実施する。

第17節 救援対策

【総務部、戸籍税務部、農業振興部、住民生活部、健康福祉部、双葉地方水道企業団】

震災により生活に必要な物資が被害を受け、また流通機構の混乱等により物資の入手が困難となった場合においても、住民の基本的な生活の確保、人心の安定を図ることを目的として、生活の維持に特に欠かせない食料、生活必需品及び飲料水等を確保するとともに、迅速な救援を実施する。この場合において、指定避難所に避難している被災者のみならず、指定避難所以外に避難あるいは在宅被災者への供給にも配慮する必要がある。

具体的な対策については、「第1編第3章第16節」を参照するものとする。

第18節 被災地の応急対策

【総務部、建設部】

被災地内の住民生活を復旧させるため、宅地内や河川、道路等の障害物を除去する。
また、住民の生活上の不安を解消するための各種相談事業を行う。
具体的な対策については、「第1編第3章第17節」を参照するものとする。

1 **第19節 応急住宅の供与・住宅の応急修理**

2 **【総務部、建設部、住民生活部】**

3 災害により住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができ
4 ない者に対し、応急仮設住宅の建設、借上住宅の提供、住宅の応急修理等を実施し、居
5 住の安定を図る。

6 具体的な対策については、「第1編第3章第18節」を参照するものとする。

1 **第20節 行方不明者の搜索、遺体の措置等**

2 【戸籍税務部、住民生活部】

3 このことについては、「第1編第3章第19節」を参照するものとする。

1 **第21節 生活関連施設の応急対策**

2 【総括班、建設部、住民生活部、双葉地方水道企業団】

3 このことについては、「第1編第3章第20節」を参照するものとする。

第22節 道路、河川管理施設等及び公共建設物の応急対策

【農業振興部、建設部】

災害時には、道路・橋りょう施設を災害から防護するとともに、緊急輸送路を最優先に応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、避難及び救助・救援のための交通路を確保する。

また、地震により河川管理施設等の被害を受けた場合は、浸水被害等が拡大する可能性があるため、迅速な対策を講ずる。

さらに、公共建築物等の管理者は、その機能を確保するため、自主的な災害活動を行い、被害の軽減を図るものとする。

1 道路の応急対策

(1) 基本方針

地震により道路、橋りょう等の交通施設に被害が発生し、若しくは発生するおそれがあり交通安全と施設保安上必要と認められるとき、又は地震災害における交通確保のため必要があると認められるときは、通行禁止及び制限並びにこれに関連した応急対策についての計画を定め、県及び警察署との連携を図りながら、直ちに活動に入る。

(2) 応急対策

ア 町域内の道路の被害について、速やかに県に報告し、被害状況に応じた応急復旧を行い交通の確保に努める。

イ 上下水道、電気、ガス、電話等道路占用施設の被害が発生した場合は、当該施設管理者及び当該道路管理者に通報する。緊急時には現場付近の立入禁止、避難の誘導、周知措置等住民の安全確保のための措置をとり、事後速やかに連絡する。

(3) 復旧計画

町は、早急に被害箇所の仮復旧を行い、交通の確保を図るとともに、速やかに県に被害状況を報告する。

2 主要農道、主要林道の応急対策

(1) 基本方針

地震により被災した農道、林道の障害物を除去するとともに緊急度に応じて復旧する。

特に、農道のうち生活道路及び林道のうち集落との連絡林道については、優先して行い、緊急輸送及び安全かつ円滑な交通を確保する。

1 (2) 応急対策

2 ア 防災関係機関等への連絡

3 農道・林道管理者は、所管する道路の被害状況等を調査し、その結果を県に速やかに
4 報告する。

5 イ 交通の確保

6 農道・林道管理者は、所管する道路の障害物の除去及び応急復旧を行い、交通の確保
7 に努める。

8 特に、農道のうち生活道路及び林道のうち集落との連絡林道については、優先して措
9 置する。

10 ウ 交通規制

11 農道管理者は、通行が危険な農道について、警察と協力して必要な交通規制を行い、
12 通行者に対する避難誘導措置を講ずる。

13 また、林道管理者は、通行が危険な林道については、関係機関に通行禁止等の措置を
14 講ずる。

15 **3 河川管理施設等の応急対策**

16 (1) 河川管理施設応急対策

17 ア 基本方針

18 地震による被害を軽減するため、町は県と連携し、次の活動を実施するとともに、堤
19 防、護岸等の河川管理施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合には、施設の応急復旧に
20 努める。

21 (ア) 水防上必要な監視、警戒、通信、連絡及び輸送の体制

22 (イ) 水門、樋門等の円滑な操作

23 (ウ) 水防に必要な器具、資材及び設備の整備

24 (エ) 相互協力及び応援体制

25 堤防、護岸等の河川管理施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合には、施設の応急復
26 旧に努める。

27 イ 応急対策

28 水防活動が十分に行われるよう関係機関と情報の連絡、交換を図り、水防上必要な器
29 具、資材等の整備に当たる。あわせて河川管理施設、特に重要水防区域を重点的に巡視
30 し、応急復旧を実施する。

1 ウ 復旧計画

2 (ア) 地震による被災箇所について、速やかに復旧計画を立てるとともに、これに基づ
3 き従前の効用を回復させる。

4 (イ) 被災した箇所を把握し、被害状況を関係機関に報告する。また、災害復旧事業及
5 び改良復旧事業を計画し、国の災害査定を受けた後、災害復旧事業においては従
6 前の効用を回復し、改良復旧事業においては再度災害の防止と治水安全度の向上
7 を図る。

8 (2) 砂防施設等応急対策

9 ア 施設管理者は、地震により砂防施設等に被害が発生、又は発生するおそれがある
10 場合には、砂防施設の点検を速やかに実施する。また、必要に応じ、関係機関等
11 と協力し土砂災害危険箇所の点検も実施する。

12 イ 施設管理者は、点検により被災状況を把握し、砂防施設の被災、又は斜面崩壊等
13 により二次災害発生のおそれがある場合には、速やかに応急対策に努める。

14 (3) ため池施設応急対策

15 ア ため池管理者は、一定規模以上の地震が発生した場合は、ため池の緊急点検を行
16 い、その結果を速やかに町に報告をする。また、ため池に被害が発生した場合は、
17 直ちに応急措置を行い、ため池の安全を確保し、二次災害を防止する。

18 イ ため池管理者は、地震によりため池被害が生じた場合は、町長の指示のもと、直
19 ちに緊急放流や応急工事等を行い、ため池の安全回復に努める。

20 4 公共建築物等の応急対策

21 (1) 基本方針

22 町は、人命安全確保を第一とし、重要な社会公共施設の機能を確保するため、災害対
23 策活動を行い、被害の軽減を図る。

24 (2) 応急対策

25 町は、重要な社会公共施設の機能及び人命の安全確保を図るため、応急対策を行い、
26 被害の軽減を図る。その際、地震時の出火及びパニック防止を重点におき、町が所管す
27 る各施設において自主的な災害活動が実施できるようにするとともに、地震災害後にお
28 ける災害復旧を早急に行う。

29 ア 避難対策については、特に綿密な計画を樹立して万全を期する。

30 イ 地震時における混乱の防止措置を講ずる。

31 ウ 緊急時には関係機関へ通報して応急の措置を講ずる。

- 1 エ 避難所になった場合には、防火について十分な措置をとる。
- 2 オ 施設入所者、利用者等の人命救助を第一とする。

1
2
3
4

第23節 文教対策

【教育総務部】

このことについては、「第1編第3章第21節」を参照するものとする。

第24節 要配慮者対策

【避難支援班、避難所班、健康福祉部】

このことについては、「第1編第3章第22節」を参照するものとする。

1
2
3
4

第25節 ボランティアとの連携

【健康福祉部】

このことについては、「第1編第3章第23節」を参照するものとする。

1 **第26節 災害救助法の適用等**

2 **【住民生活部】**

3 このことについては、「第1編第3章第24節」を参照するものとする。

第27節 双葉町特有の状況を踏まえた災害応急対策

【住民生活部、復興推進部、建設部】

このことについては、「第1編第3章第25節」を参照するものとする。

第4章 災害復旧計画

第1節 施設の復旧対策

【全部】

指定地方行政機関の長及び地方公共団体の長、その他執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により責任を有する者は、それぞれが管理する公共施設について災害復旧を実施する。

公共施設の災害復旧事業実施体制の確立等、復旧事業対策に際しての留意事項については、「第1編第4章第1節」を参照するものとする。

第2節 被災地の生活安定

【健康福祉部、総務部、戸籍税務部、農業振興部、住民生活部】

被災した災害からの速やかな復旧を図るため、町、県及び関係機関は被災者支援措置を講ずる。

被災者の生活確保対策等については、「第1編第4章第2節」を参照するものとする。

第5章 津波災害対策

第1節 津波災害対策の概要

1 津波災害対策について

(1) 本章の目的

甚大な被害をもたらした東北地方太平洋沖地震に伴う大津波の経験を踏まえ、今後福島県沿岸で発生が想定される津波災害から生命、身体及び財産を保護するため、津波災害予防計画、津波災害応急対策及び津波災害復旧・復興に関する事項を定め、津波防災対策の推進を図ることを目的とする。

(2) 津波災害対策に関する法律等との関係

ア 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災推進に関する特別措置法

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、平成16年4月に「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」（以下、この章において「日本海溝特措法」という。）が公布され、平成17年9月に施行された。法第3条の規定に基づき、平成18年2月17日に本町を含む福島県、宮城県、岩手県、青森県と北海道の119市町村が日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下、この章において「推進地域」という。）として指定された（なお、平成26年4月1日現在、推進地域は1道4県117市町村である）。

推進地域においては、国、地方公共団体、民間事業者等が各種計画を策定し、それぞれの立場から地震防災対策を推進することとなっており、国は、平成18年3月に「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画」（以下、「地震防災対策推進計画」という。）を策定した。

本章は、法第6条の規定に基づき策定する推進計画として位置づける。なお、地震に対する災害予防対策、災害応急対策等の基本的事項について「第1章」～「第3章」にかけて明記されていることから、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に対する対策についても原則として「第1章」から「第3章」によるものとし、通常地震対策については参照する町地域防災計画の個所を記載する。

イ 津波防災地域づくりに関する法律

津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）は、津波による災害を防止し、又は軽減する効果が高く、将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地

1 域の整備、利用及び保全を総合的に推進することにより、津波による災害から国民の生
2 命、身体及び財産の保護を図るため、市町村による推進計画の作成、推進計画区域にお
3 ける所要の措置、津波災害警戒区域における警戒避難体制の整備並びに津波災害特別警
4 戒区域における一定の開発行為及び建築物の建築等の制限に関する措置等について定め
5 るもので、平成23年12月に施行された。

6 町は県（河川港湾総室）と連携して、この法律による津波防災地域づくりを推進する
7 とともに、津波災害警戒区域が指定されたときは、町の地域防災計画に必要な事項を定
8 めるものとする。

9 2 津波被害の想定

10 (1) これまでに実施された津波被害の想定

11 県（河川港湾総室）は、県内の市町が作成する津波ハザードマップや津波避難計画の
12 作成支援を目的として、津波想定を作成し、平成31年3月に公表した。

13 津波レベルについては、住民避難を柱とした総合的防災対策を構築する上で想定する
14 「最大クラスの津波（L2津波）」を想定した。

15 津波シミュレーションでは、「東北地方太平洋沖地震津波（内閣府モデル）」と「房総
16 沖を波源とする津波（茨城県モデル）」を設定して、2波源による津波シミュレーション
17 の結果を重ね合わせて最大浸水域や最大浸水深を抽出し、最大遡上高、最大水位、影響
18 開始時間及び第一波到達時間等を予測した。

19 (2) 新たに検討された津波被害の想定

20 平成23年3月11日に発生した東日本大震災による甚大な津波被害を受け、内閣府中
21 央防災会議専門調査会では、「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関す
22 る専門調査会報告（平成23年9月28日）」をとりまとめ、その中で津波対策を講じるた
23 めに想定すべき津波レベルと、対策の基本的な考え方を示した。

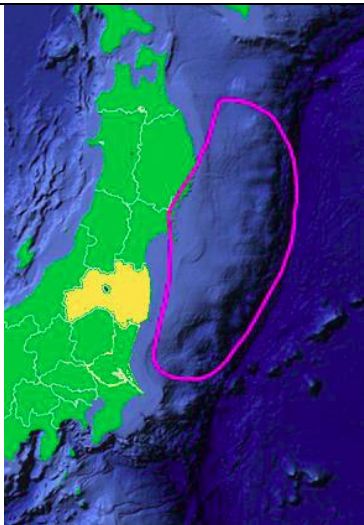
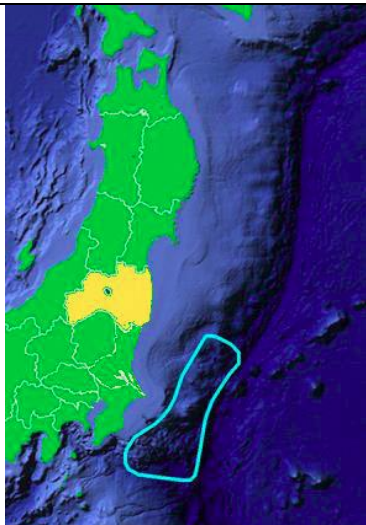
24 この考え方の中で、今後の津波対策を構築するにあたり、海岸堤防などの構造物によ
25 って津波の内陸への浸入を防ぐ海岸保全施設等の建設を行う上で想定する「比較的発生
26 頻度の高い津波（L1（レベル1）津波）」と、住民避難を柱とした総合的防災対策を構
27 築する上で想定する「最大クラスの津波（L2（レベル2）津波）」の2つを想定する必
28 要があるとされた。

29 これを受け、県は「最大クラスの津波（L2津波）」について、学識者で構成する「福
30 島県沿岸津波浸水想定に向けた技術検討会」を設置し、総合的な防災対策を構築する際
31 の基礎となる新たな津波浸水想定を作成した。

1 ア 最大クラスの津波の想定

2 福島県沿岸に来襲する可能性のある津波として、従来の想定である宮城県沖の地震津
3 波、明治三陸タイプ地震津波、福島県沖高角断層地震津波に加え、想定宮城県沖連動型
4 地震津波、房総沖を波源とする津波（茨城県モデル）の想定津波の津波高と、過去に福
5 島県沿岸に来襲した既往津波の整理を行った。その結果、津波の高さが大きい東北地方
6 太平洋沖地震津波（内閣府モデル）と房総沖を波源とする津波（茨城県モデル）の2つ
7 を最大クラスの津波として設定した。

8 図表2-15 最大クラスの津波

対象津波	①東北地方太平洋沖震津波 (内閣府モデル)	②房総沖を波源とする津波 (茨城県モデル)
マグニ チュード	Mw=9.0 Mt=9.1~9.4	Mw=8.4 Mt=8.6~9.0
使用 モデル	内閣府モデル（すべり量0.9~1.3倍）	茨城県モデル
概要	説明	<p>平成23年3月11日、三陸沖を震源とする地震により発生した津波。東日本大震災を引き起こし、東北から関東を中心に甚大な被害をもたらした津波の再来を想定。</p> <p>地震調査研究推進本部から平成23年11月に公表された「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価（第二版）について」を基に想定した地震。 （平成19年に茨城県で想定した津波「延宝房総沖地震津波」の震源域等をもとに、すべり量1.5倍にした想定津波。実際に発生した規模ではないことに留意。）</p>
	震源域	 

9 ※ Mw：モーメントマグニチュード、Mt：津波マグニチュード

1 イ 地形や構造物の条件

2 地形高さ（地盤高さ）及び構造物高さ（施設高さ）については、平成23年東北地方太
 3 平洋沖地震による地盤沈下を考慮して地震後の高さに統一し、復旧状況については、平
 4 成30年度末時点の復旧事業を反映し想定されている。

5 また、地震動による地盤の隆起または沈下などの地盤変動量、構造物の地震による破
 6 壊・沈下及び津波による越流時破壊等を考慮している。

7 ウ 双葉町における津波浸水想定

8 津波浸水想定では、最大クラスの2波源によるシミュレーション結果を重ね合わせ、最
 9 大となる浸水域・浸水深を算出している。

10 津波浸水想定は、以下の表のとおりである。

11 図表2-16 市町ごとの浸水面積

市町名	市町面積 [ha]	浸水面積[ha]			市町面積に対す る浸水割合[%]
		①内閣府モデル	②茨城県モデル	最大包絡値※	
新地町	4,653	977.4	161.9	977.4	21.0
相馬市	19,779	2,795.9	357.1	2,795.9	14.1
南相馬市	39,858	4,672.8	553.9	4,672.8	11.7
浪江町	22,314	782.2	159.6	782.2	3.5
双葉町	5,142	463.5	79.6	463.5	9.0
大熊町	7,871	288.9	67.7	288.9	3.7
富岡町	6,839	245.1	80.6	245.1	3.6
檜葉町	10,364	328.9	131.2	328.9	3.2
広野町	5,869	161.9	108.1	161.9	2.8
いわき市	123,202	3,503.1	2,351.6	3,579.7	2.9
合計	245,891	14,219.7	4,051.3	14,296.3	5.8

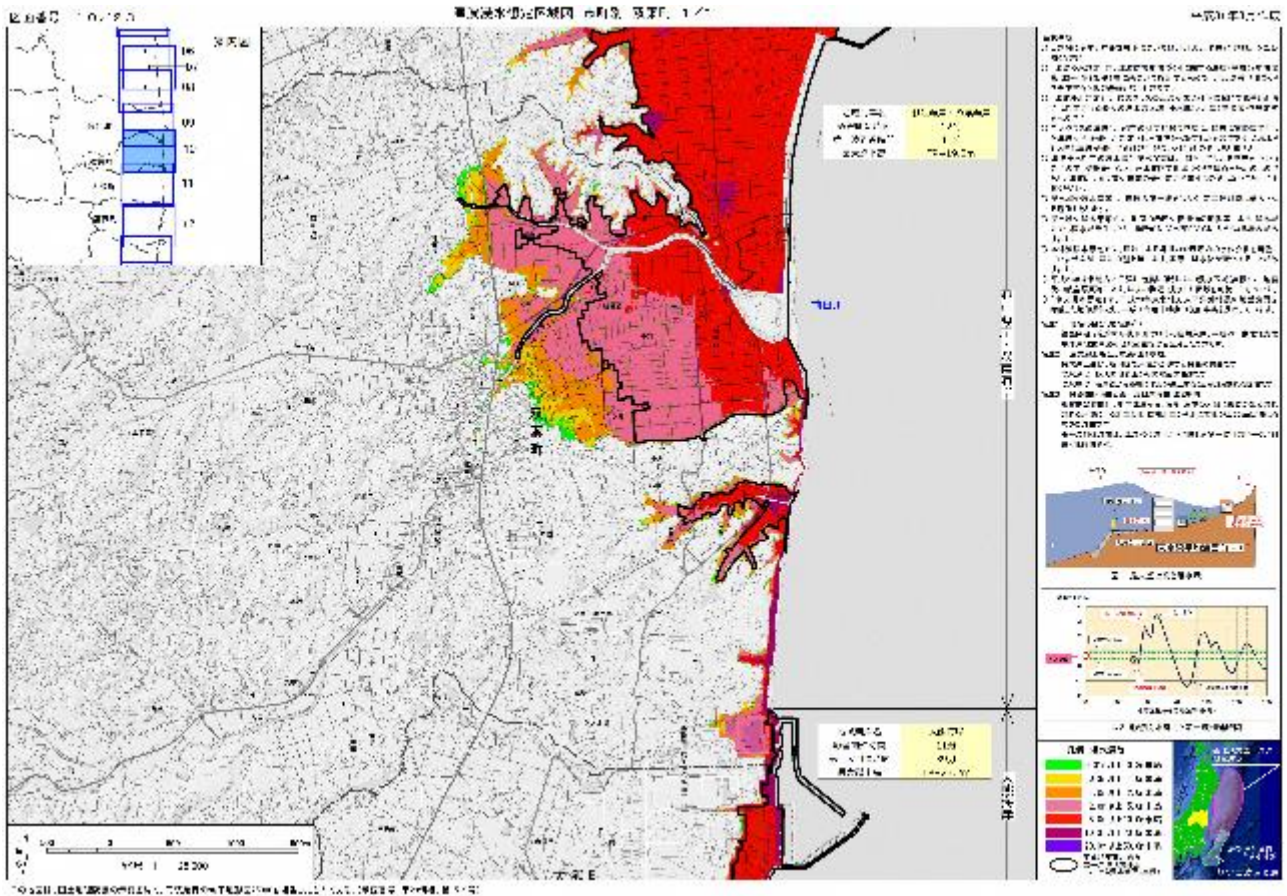
12 ※ 最大包絡値とは、①津波と②津波の最大浸水範囲を重ね合わせたもの

1 図表2-17 地域海岸ごとの最大遡上高、最大水位、影響開始時間

地域 海岸	海岸名	最大遡上高 [T.P.+m]		最大水位 [T.P.+m]		影響開始時間 [分]		第一波到達時間 [分]	
		①内閣府 モデル	②茨城県 モデル	①内閣府 モデル	②茨城県 モデル	①内閣府 モデル	②茨城県 モデル	①内閣府 モデル	②茨城県 モデル
1	新地海岸・ 相馬海岸①	19.0	4.3	16.0(16.0)	4.1(4.1)	17	59	60	67
2	相馬海岸②	23.5	5.7	22.4(19.8)	5.4(5.0)	15	57	59	65
3	鹿島海岸	22.8	5.9	22.1(22.1)	5.1(5.1)	13	49	49	60
4	原町海岸・ 小高海岸	18.4	6.5	16.8(16.8)	6.3(6.3)	13	43	44	54
5	浪江海岸・ 双葉海岸	19.2	9.1	18.6(16.8)	8.2(8.1)	12	39	41	49
6	大熊海岸	23.2	12.1	21.8(20.4)	11.2(11.2)	11	37	39	49
7	富岡海岸	19.6	11.8	19.6(18.3)	10.8(10.8)	13	35	38	46
8	檜葉海岸	16.7	12.8	15.0(14.5)	10.8(10.1)	13	34	37	45
9	広野海岸	15.9	14.5	14.7(14.7)	12.7(12.5)	14	31	36	44
10	久之浜海岸	15.3	14.6	14.0(14.0)	12.8(12.8)	15	28	33	39
11	四倉海岸・ 平海岸①	12.8	11.6	12.1(10.8)	9.9(9.7)	14	25	30	36
12	平海岸②・ 磐城海岸①	12.5	13.6	12.1(12.1)	11.8(11.8)	18	23	27	34
13	磐城海岸②	10.5	17.0	9.7(9.7)	14.9(14.9)	20	24	28	35
14	勿来海岸	10.8	11.3	9.9(9.9)	11.9(11.9)	27	28	35	41

- 2 ※1 最大遡上高・最大水位は小数点第2位を切上げ、影響開始時間・第一波到達時間
3 は、小数点第1位を切下げ
4 ※2 最大水位は海岸線（海陸境界位置）での集計、括弧内は背後地盤が崖地等による
5 評価対象外区間を除いた値
6 ※3 影響開始時間および第一波到達時間は、沖合の代表地点における水位波形から集計
7 ※4 最大遡上高：各地の津波が到達する最高の標高
8 ※5 最大水位：海岸線における津波の最大水位
9 ※6 影響開始時間：沖合の代表地点における地震発生から海岸・海域の人命に影響
10 が出る恐れのある津波による水位変化（初期水位から水位変化が±20cm）が生じ
11 るまでの時間
12 ※7 第一波到達時間：沖合の代表地点における、津波水位波形から判断した第一波
13 目のピークが到達する時間

1 図表 2-18 浸水想定区域図(双葉町)



2

3 3 想定する津波災害の規模

4 本章においては、「最大クラスの津波（L2津波）」と「比較的発生頻度の高い津波（L
5 1（レベル1）津波）」に応じた津波災害予防対策、津波災害応急対策を講じるものとす
6 る。

第2節 津波災害予防対策

1 津波防災知識の普及、防災訓練

【住民生活課、健康福祉課、教育総務課、生涯学習課】

(1) 住民、児童・生徒等への津波防災教育

ア 住民等に対する津波防災教育

町は、津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本になることを踏まえ、防災週間、津波防災の日及び防災関連行事等を通じ、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、津波防災知識の普及に努める。

県は、町と協力して住民等に対する津波防災教育や広報を実施するとともに、町が行う住民等に対する津波防災教育に関し必要な助言を行うものとする。

津波防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、下記の内容について、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせたより具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることに留意しながら、実践的な教育を行うものとする。

(ア) 我が国の沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い揺れ（概ね震度4程度以上）を感じたとき又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること、避難に当たっては徒歩によることを原則とすること、自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すことなど、避難行動に関する知識

(イ) 地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること、沿岸部や川沿いにいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があること、海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があること

(ウ) 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第2波、第3波等の後続波の方が大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があること、さらには、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せるいわゆる津波地震や、海外で発生する遠地震による津波の発生の可能性など、津波の特性に関する情報

(エ) 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、浸水想定区域外でも浸水する可能性があること、指定緊急避難場所・指定避難所の孤立や指定緊急

1 避難場所・指定避難所自体の被災も有り得ることなど、津波に関する想定・予測
2 の不確実性

3 (オ) 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品
4 (救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備、負傷の防止や避難路の確保の
5 観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物との同行
6 避難や指定避難所での飼養についての準備等の家庭での予防・安全対策

7 (カ) 津波警報等発表時や避難指示の発令時にとるべき行動、指定緊急避難場所や指定
8 避難所での行動

9 (キ) 家庭内における津波発生時の連絡方法や避難ルールの取決め

10 イ 児童・生徒等に対する津波防災教育

11 町は、児童・生徒等に対する津波防災教育を、「第2章第14節」に定めるところによ
12 り実施する。

13 なお、児童・生徒等が住んでいる地域の特徴や過去の津波の教訓等について継続的な防
14 災教育に努めるとともに、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防
15 災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める。

16 また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニ
17 ュアルの策定が行われるよう促すものとする。

18 ウ 防災上重要な施設管理者に対する津波防災教育等

19 病院、社会福祉施設、ホテル、旅館その他不特定多数の人々が集まり、津波災害発生
20 時に人的被害が発生する可能性が高い防災上重要な施設管理者に対する津波防災教育を、
21 「第2章第14節」に定めるところにより行うものとする。

22 また、観光客・来訪者など地理・地形に不案内不慣れな利用者の人出が予想される施
23 設の管理者、事業者及び自主防災組織等とあらかじめ津波に関する避難誘導についての
24 協議を行い、情報伝達及び避難誘導の手段を定めることとする。

25 エ 町職員に対する津波防災教育

26 町は、防災対策に携わる職員に対する津波防災教育を「第2章第14節」に定めるとこ
27 ろにより行うものとする。

28

29 (2) 津波防災訓練の実施

30 ア 町及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び住民の自主
31 防災体制との協調体制の強化を目的として、大規模な地震及び津波を想定した防
32 災訓練（津波防災訓練）を実施するものとする。

- 1 イ 津波防災訓練は、少なくとも年1回以上実施するものとする。
- 2 ウ 津波防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急
3 対策を中心とする。
- 4 エ 津波防災訓練は、町、防災関係機関及び居住者等の参加を得て行う実働型の防災
5 訓練のほか、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具
6 体的かつ実践的な訓練を行う。
- 7 (ア) 要員参集訓練及び本部運営訓練
- 8 (イ) 津波警報等の情報収集、伝達訓練
- 9 (ウ) 警備及び交通規制訓練
- 10 (エ) 災害の発生の状況、避難指示、自主避難による各避難場所等への避難者の人数
11 等について、迅速かつ的確に県及び防災関係機関に伝達する訓練
- 12 オ 町は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じ
13 て助言と指導を求めるものとする。

14 (3) 津波避難訓練の実施

15 町は、津波による被害を防止するため、迅速かつ的確に津波に対する避難活動が行え
16 るよう、大規模な地震を想定した津波避難訓練を実施する。特に、津波からの避難は個
17 人による自主的な行動が重要となることから、その啓発を重視して取り組み、強い地震
18 を感じたときは迅速な避難行動を開始するなどの意識の啓発や、高台への避難経路及び
19 周知を図る。

20 ア 実施回数

21 円滑な避難と津波対策の問題点の検証等を行うため、毎年1回以上の津波避難訓練を
22 実施するよう努める。

23 イ 実施内容

24 地域の実情等を踏まえ、次の事項について実施する。

- 25 (ア) 津波予報、津波情報の収集・伝達訓練
- 26 (イ) 避難指示の発令・伝達訓練
- 27 (ウ) 津波避難訓練
- 28 (エ) 要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練

29 ウ 参加者

- 30 (ア) 訓練は、町及びその他の防災関係機関の職員のほか、住民、その他関係団体の参
31 加、協力により実施する。
- 32 (イ) 訓練の実施にあたっては、地域住民はもとより、海岸付近の観光施設・宿泊施設

- 1 の管理者等の参加を得ながら、地域ぐるみの実施を推進する。
2 (ウ) 教育機関における野外活動時の津波対策として、引率者に津波に対する心構えを
3 周知する。

4 エ 訓練結果の検証

5 訓練参加者には、津波に関する啓発も併せて実施し、訓練終了後には、検討会を実施
6 するなど、訓練内容・方法・問題点等の検証を実施するよう努める。

7 また、訓練による検証の結果、現在の指定緊急避難場所等が不相当である場合、又は
8 他により速やかに避難することができる避難場所等が見つかった場合には、これを変更
9 する。

10 オ 訓練内容の工夫

11 (ア) 訓練に当たっては、実地訓練のほかに、津波ハザードマップを活用して、より具
12 体的に災害の状況を想定し、訓練参加者の判断力・災害対応能力の向上を目的と
13 した図上訓練についても、実施するよう努める。

14 (イ) 要配慮者の参加を呼びかけ、その避難支援活動についても訓練するなど、より実
15 践的な内容となるよう努める。

16 2 情報受理・伝達体制

17 **【総務課、住民生活課】**

18 (1) 津波情報等の受理伝達体制の確立

19 町は、勤務時間外においても、県総合情報通信ネットワーク等により伝達される情報
20 が担当課長へ迅速・確実に伝達されるよう、連絡体制を定めておくとともに、情報の伝
21 達を受けたときは関係課に周知徹底できるよう、予め情報の内部伝達組織を整備してお
22 くものとする。

23 (2) 住民等への情報伝達手段の整備

24 ア 津波予報伝達の迅速化・確実化

25 町は、住民等への津波予報伝達手段として防災行政無線等の整備を推進するとともに、
26 サイレン、広報車、インターネットや緊急速報メールなど多様な通報・伝達手段を確保
27 し、住民や海岸利用者への伝達の徹底を図る。

28 また、観光協会等関係団体と共同して、観光施設や宿泊施設等に防災行政無線の戸別
29 受信機の設置等による伝達手段の確保を図る。

30 イ 伝達協力体制の整備

31 町は、沿岸部に職場がある事業者、多くの人出が予想される海水浴場の管理者及び自

1 主防災組織等とあらかじめ津波予報の伝達に関して協議を行い、これら関係者との協力
2 体制を確立・維持する。

3 (3) 防災関係機関との情報伝達

4 防災関係機関は、所定の情報の伝達・連絡手段を整備点検し、沿岸への津波予報伝達
5 が迅速かつ確実にできる体制の確立を図る。

3 津波避難施設等の整備

【建設課、住民生活課】

(1) 津波監視体制の整備

ア 津波監視の方法

10 町は、津波監視を行う際は、監視カメラ等の遠隔監視設備による無人監視体制の整備
11 に努めるものとし、やむを得ず有人監視を行う場合は、最大クラスの津波であっても安
12 全を確保できる高台や堅牢な建物等において実施し、監視者の安全確保を図るものとす
13 る。なお、津波監視場所については、過去の津波記録等を勘案し、津波の早期発見に適
14 した場所に設定する。

イ 津波監視担当者の選任

16 町は、有人監視を行う場合は、地震発生後速やかに津波監視を開始できる者を津波監
17 視担当者として、あらかじめ選任する。

ウ 津波監視場所の情報伝達手段の確保

19 町は、有人監視を行う場合は、津波監視場所の情報伝達手段として、地震や停電等の
20 災害時にも使用可能な無線通信施設の整備を図る。

エ 波高及び潮位観測施設の活用

22 町は、下記の施設で得られる波高及び潮位の観測情報について県及び国から提供を受
23 け、これを活用する。

24 (ア) 県（河川港湾総室）が小名浜港、相馬港及び四倉漁港に設置している波高観測施
25 設

26 (イ) 国土交通省小名浜港湾事務所が小名浜、相馬港及び福島県沖に設置している波高
27 観測施設

28 (ウ) 気象庁が小名浜、相馬港に設置している潮位観測施設及び津波観測施設

29 (エ) 国土地理院が相馬港に設置している潮位観測施設

1 (2) 指定緊急避難場所の整備

2 ア 指定緊急避難場所の指定

3 町は、「第1編第2章第9節3」の定めに基づき、津波浸水想定等により津波の危険が
4 予想される地域について、地形、標高等の地域特性や収容人数等を十分に配慮した、津
5 波を対象とする指定緊急避難場所をあらかじめ指定する。

6 特に、周囲に高台等がない地域では、堅固な高層建物や人工構造物を津波避難ビル等
7 として整備・指定に努めるものとし、民間ビル等を指定する場合は、管理者の同意を得
8 るとともに、災害発生時の避難場所としての運用方法等について調整を行う。

9 具体的な指定緊急避難場所については、資料編5-1に示すとおりである。

10 イ 指定緊急避難場所の要件

11 指定緊急避難場所は、津波が発生し、又は発生するおそれがある場合に、居住者、滞
12 在者等（居住者等）に開放されるものであり、階段その他通路に避難上の支障が生じな
13 いものであること。

14 また、津波が発生した場合において人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認
15 められる土地の区域内に設定するものであるが、公共施設や民間ビル等の建物の屋上等
16 を指定する場合は、津波による水圧、波力震動、衝撃等によって損壊等を生じない構造
17 のものであり、かつ建築基準法上の耐震基準に適合するものとする。

18 ウ 指定緊急避難場所の周知

19 町は、印刷物の配布やインターネット等により、指定緊急避難場所を居住者等に周知
20 するとともに、標識看板等を設置する。

21 なお、住民だけでなく、現地の地理に不案内な観光客や海浜利用者等に対しても周知
22 できるよう、海浜地への立看板の設置、パンフレットやチラシの配布、指定緊急避難場
23 所及び津波避難ビルを示す標識を設置する等の広報を行うものとする。

24 また、観光地、海水浴場等外来者の多い場所では、駅、宿泊施設及び行楽地に、避難
25 対象地域の掲示、指定緊急避難場所及び避難路の誘導表示などを行うことにより、外来
26 者に対し周知を図るものとする。

27 (3) 避難路の選定・確保

28 町は、「第1編第2章第9節6」の定めに基づき、津波が発生した場合に避難が必要な
29 地域から指定緊急避難場所までの避難路を選定し、各道路管理者とともに避難路の整備
30 に努めるものとする。

31 また町は、避難路に、指定緊急避難場所までの誘導標識の整備を行うとともに、避難
32 路の除雪・防雪・凍雪害防止のため必要な措置を講ずるほか、警察本部その他関係機関

との協議により、津波来襲のおそれがある地域における交通規制、避難路についての交通規制の内容をあらかじめ計画し周知するものとする。

4 住民等の避難計画

【戸籍税務課、住民生活課、建設課、健康福祉課、教育総務課、生涯学習課】

(1) 津波ハザードマップの作成及び災害危険区域等の指定

ア 津波ハザードマップの作成

町は、東日本大震災の津波浸水区域及び県が提供する浸水想定区域図等を踏まえ、津波が発生した場合に避難が必要な地域（避難対象地域）や、指定緊急避難場所、避難路等を明示した津波ハザードマップを作成し、公表するとともに、立看板や避難訓練等を通じて、地域住民への周知徹底を図る。

イ 津波災害危険区域の指定

町は、建築基準法第39条第1項の規定に基づき、条例で津波の危険が著しい区域を災害危険区域として指定することができる。この場合、災害危険区域内における住居の用に供する建築物の建築の禁止その他建築物の建築に関する制限で災害防止上必要なものは、条例で定めるものとする。

ウ 津波災害警戒区域及び津波災害特別警戒区域の指定

県は、津波防災地域づくり法第53条の規定に基づき、津波が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、津波災害警戒区域として指定することができる。

また、同法第72条の規定に基づき、津波災害警戒区域のうち、津波が発生した場合には建築物が損壊し、又は浸水し、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為及び一定の建築物の建築又は用途の変更の制限をすべき土地の区域を、津波災害特別警戒区域として指定することができる。

(2) 津波避難計画の策定

ア 町における津波避難計画の作成

町は、津波発生時における迅速かつ円滑な避難を実施するため、住民、自主防災組織、消防本部、警察、学校等の多様な主体の参画により、以下の事項を定めて、具体的かつ実践的な津波避難計画を今後、作成するとともに、その内容の住民等への周知徹底を図る。

1 (ア) 津波浸水想定区域図

2 町は、東日本大震災の津波浸水区域及び県が提供する浸水想定区域図等を踏ま
3 え、津波浸水想定区域を設定し、津波ハザードマップに掲載する。

4 (イ) 避難対象地域

5 町は、東日本大震災の津波浸水区域及び県が提供する浸水想定区域図等を踏ま
6 え、津波が発生した場合に避難が必要な地域を、避難対象地域として指定する。

7 (ウ) 避難困難地域

8 町は、津波シミュレーション等により算出される予想津波到達時間及び避難す
9 る際の歩行速度等を参考として、津波の到達時間前に避難を完了することが困難
10 な地域を抽出し、必要に応じて、津波避難ビル等の指定を行う。

11 (エ) 緊急避難場所等、避難路等

12 「第5章第2節3(2)、(3)」に定めるとおりとする。

13 (オ) 避難の方法

14 避難の方法は、原則として徒歩とする。このため、町及び県は、自動車免許所
15 有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努めるものとし
16 る。

17 ただし、地域において、津波到達時間、指定緊急避難場所までの距離、要配慮
18 者の存在、避難路の状況等を踏まえて、徒歩による避難が著しく困難な場合に
19 は、地域ごとの実情に応じて車両の活用の適否を検討するなど、避難行動の実効
20 性を確保するよう努める。

21 (カ) 初動体制

22 「第3章第2節1」に定めるとおりとする。

23 (キ) 避難誘導等に従事する者の安全確保

24 町や防災関係機関は、避難誘導や防災対応にあたる者の二次災害を防止し安全
25 を確保するため、以下の内容を定めた「避難誘導活動の手引き」等を作成する。

- 26 ・ 避難広報は安全を確保できる高台で行うこと
- 27 ・ 水門閉鎖や避難誘導の業務に際しては、無線等通信手段を携行するとと
28 もに、津波到達予想時刻前に活動を終了し安全な場所に退避すること
- 29 ・ 大津波が発生した場合には、河川の遡上による被害が発生すること
30 るので、河川沿いの避難には危険性があること

31 また、避難誘導や防災対応にあたる者が安全確保のために待避するタイミング
32 には、住民の避難が完了してなければならぬこと等について、事前に住民等に周
33 知するものとする。

- 1 (ク) 津波情報の収集、伝達
2 「第5章第3節2」に定めるとおりとする。
3 (ケ) 避難指示
4 「第5章第3節2」に定めるとおりとする。
5 (コ) 津波対策の教育・啓発
6 「第5章第2節1(1)」に定めるとおりとする。
7 (サ) 避難訓練
8 「第5章第2節1(2)、(3)」に定めるとおりとする。

9 イ 避難計画作成における住民の参画

10 町は、避難対象地域における避難計画作成等に当たっては、住民の参画、又は住民
11 自らが作成することが重要であることから、ワークショップ形式による計画作成等の
12 取組みや支援を行うものとする。

13 ウ 避難行動要支援者の避難対策

14 避難行動要支援者の避難については、「第1編第3章第22節」に定めるところにより、
15 避難行動要支援者名簿の情報をあらかじめ自主防災組織、消防団及び近隣者等の避難支
16 援者に提供することにより、対象者の把握や避難の連絡方法、避難補助の方法等を確認
17 しておくものとする。

18 また、要配慮者施設等の管理者は、津波に対して安全な避難場所を確保するとともに、
19 必要に応じて鉄筋コンクリート等の強固な建物を緊急避難施設として指定するとともに、
20 要配慮者の避難誘導について自主防災組織や地域住民から協力を得られるよう、体制の
21 整備に努める。

22 なお、避難行動要支援者・要配慮者が津波からの避難後に命の危険にさらされる事態
23 を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努め
24 るものとする。

25 (3) 町が自ら管理又は運営する施設に関する対策

26 町が管理する庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、病院、学校等の管
27 理上の措置は、おおむね次のとおりである。

28 ア 各施設に共通する事項

29 (ア) 津波警報等の入場者等への伝達

30 入場者等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な避難行動を取り得るよう適切
31 な伝達方法を検討しておくこと。

32 避難地や避難経路、避難対象地区、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達す

1 るよう事前に検討すること。なお、施設が海岸近くにある場合には、強い地震を感じ
2 たとき、または弱い地震であっても長いゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警
3 報が発表される前であっても、直ちに避難するよう入場者等に対し、伝達する方法を
4 明示すること。

5 (イ) 入場者等の安全確保のための退避等の措置

6 (ウ) 施設の防災点検及び設備の点検、備品等の転倒・落下防止措置

7 (エ) 出火防止措置

8 (オ) 消防用設備の点検、整備

9 (カ) 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・パソコンなど情報を入
10 手するための機器の整備

11 イ 個別事項

12 次に掲げる事項のほか、具体的な措置内容は、施設ごとに別に定めるものとする。

13 (ア) 病院、診療所等

14 重症患者や新生児等移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必
15 要な措置

16 (イ) 学校等

17 a. 当該学校等が、町の定める津波避難対象地区にあるときは、避難の安全に関す
18 る措置

19 b. 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合は、これらの者に対する保護
20 の措置

21 (ウ) 社会福祉施設

22 重度障がい者や高齢者等移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のた
23 めの必要な措置

24 (4) 福島県沿岸地震・津波対策連絡会の開催

25 県、警察本部、町、沿岸消防本部及び福島海上保安部は、福島県沿岸地震・津波対策
26 連絡会を開催し、次の事項について、情報交換、調査及び検討を行う。

27 (ア) 津波警報発表時の警戒体制

28 (イ) 津波警報の住民への伝達体制

29 (ウ) 住民の避難等

30 (エ) 被害時の応急対策

31 (オ) 震災に対する住民の意識の啓発及び防災知識の普及方法

32 (カ) 沿岸地域の危険性の把握

33 (キ) その他連絡会が必要と認める事項

5 津波に強いまちづくり

【建設課、農業振興課、住民生活課】

(1) 津波に強いまちの形成

町は、地域防災計画、都市計画、立地適正化計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、関係部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努めるものとする。また、都市計画等を担当する職員に対して、ハザードマップ等を用いた防災教育を行い、日常の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努めるものとする。

(2) 海岸保全施設の整備

県は、津波や高潮、波浪、海岸浸食などによる災害から海岸を防護し、国土を保全するため、海岸堤防などの海岸保全施設の整備を図る。

なお、本町における海岸堤防等の整備状況については、資料編 11-4 に示すとおりである。

(3) 防災林の整備

町及び県は、堤防を越える津波の被害を軽減するために整備した防災林の適切な維持管理を行う。

(4) 市街地の再整備

町及び県は、最大クラスの津波が到達した地域又は到達するおそれのある地域においては、防災集団移転促進事業や土地区画整理事業などによる高台移転、宅地の嵩上げにより再度災害の防止を図る。

(5) 施設の安全性の確保

ア 町、国、県、各施設管理者は、津波による被害のおそれのある地域において、構造物、施設等を整備する場合、耐震化の推進を図るなど津波に対する安全性に配慮する。また、地震や津波が発生した場合は、工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事を中断するようあらかじめ定めるものとする。

イ 町は、津波浸水想定の対象地域における児童生徒等の安全確保のため、高台等へ通じる避難路等の整備や建物の高層化など、各地域の実情等を踏まえた学校の津波対策について努めるものとする。海岸の管理者は、地震が発生した場合は直ちに、水門を閉鎖し、また工事中的の場合は工事の中断等の措置を講ずるよう、あらかじめ定めるものとする。また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておく

- 1 ものとする。
- 2 ウ 河川、海岸の管理者は、地震が発生した場合は直ちに、水門を閉鎖し、また工事
- 3 中の場合は工事の中断等の措置を講ずるよう、あらかじめ定めるものとする。ま
- 4 た、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の
- 5 整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。
- 6 エ 河川、海岸の管理者は、次の事項について別に定めるものとする。
- 7 (ア) 堤防、水門等の点検方針・計画
- 8 (イ) 堤防、水門等の自動化・遠隔操作化・補強等必要な施設整備等の方針・計画
- 9 (ウ) 水門の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法
- 10 なお、積雪や凍結により水門等閉鎖に支障をきたすことなく確実に作動するよう配慮
- 11 する。

第3節 津波災害応急対策

1 災害対策本部体制

【住民生活課】

(1) 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置については、「第3章第1節」を参照するものとする。

(2) 災害対策本部等の組織及び運営

災害対策本部等の組織及び運営は、災害対策基本法、双葉町災害対策本部条例に定めるところによるものとし、「第3章第1節」を参照するものとする。

(3) 災害応急対策要員の参集

職員は、地震発生後の積極的な情報等の収集に努め、参集に備えるとともに、発災の程度を勘案し、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集するよう努めるものとする。職員の参集計画については、「第3章第2節」を参照するものとする。

2 津波警報等の伝達

【総括班、被害調査班、各部】

(1) 津波警報等の発表

ア 津波警報等の種類と内容

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等については、下表のとおりである。

なお、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。

1

図表2-19 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

種類	発表基準	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合に取るべき行動
		数値での発表	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m < 予想高さ)	巨大	(巨大) 木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。 (高い) 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m < 予想高さ ≤ 10m)		
		5m (3m < 予想高さ ≤ 5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え3m以下の場合	3m (1m < 予想高さ ≤ 3m)	高い	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上1m以下の場合であって、津波による被害のおそれがある場合	1m (0.2m ≤ 予想高さ ≤ 1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、又、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしない。

2

(注)

3

(ア) 津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

4

5

6

7

(イ) 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が

8


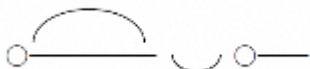
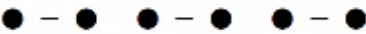





- 1 上昇した高さをいう。
- 2 (ウ) 津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測高さをもとに、更新する場合
- 3 がある。
- 4 (エ) 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来
- 5 に間に合わない場合がある。

6 **イ 津波警報等標識**

7 津波注意報、津波警報及び大津波警報をサイレンによって伝達する場合は、次の方法

8 による。(気象庁告示第3号—予報警報標識規則)

9 図表2-20 津波警報等標識

標識の種類	標識	
	鐘音	サイレン音
津波注意報 標識	(3点と2点との斑打) 	(約10秒)  (約2秒)
津波警報 標識	(2点) 	(約5秒)  (約6秒)
大津波警報 (特別警報) 標識	(連点) 	(約3秒)  (約2秒) (短声連点)
津波注意報及び 津波警報 解除標識	(1点2個と2点の斑打) 	(約10秒) (約1分)  (約3秒)

10 (注) 鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。

11

12 また、津波注意報、津波警報及び大津波警報を旗によって伝達する場合は、次の方法によ

13 る。(気象庁告示第5号—予報警報標識規則 令和2年6月24日一部改正)

14 図表2-21 津波警報等標識

標識の種類	標識				
津波注意報標識	<table border="1" style="text-align: center;"> <tr> <td>赤</td> <td>白</td> </tr> <tr> <td>白</td> <td>赤</td> </tr> </table>	赤	白	白	赤
赤		白			
白		赤			
津波警報標識					
大津波警報標識					

1 (注) 旗は方形とし、その大きさは適宜とする。

2 **ウ 津波に関する予報及び情報**

3 **(ア) 津波予報**

4 地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報
5 で発表する。

6 図表2-22 津波予報の発表基準とその内容

	発表基準	内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想された とき(津波に関するその他の情報に 含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要が無い旨を発表
	津波警報等解除後も海面変動が継続 するとき(津波に関するその他の情 報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っ ての作業や釣り、海水浴などに際しては十分 な留意が必要である旨を発表

7 **(イ) 津波情報**

8 津波警報等を発表した場合、津波予報区の到達予想時刻や予想される津波の高さなど
9 を津波情報で発表する。

10 図表2-23 津波情報の種類

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される 津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される 津波の高さを5段階の数値(メートル単位)又は「巨 大」や「高い」という言葉で発表
	各地の満潮時刻・津波到達予想 時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で津波を観測した場合に、その時刻や高さを発 表(※1)
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ及び沖合の観測 値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さ を津波予報区単位で発表(※2)
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

11 (※1) 津波観測に関する情報の発表内容について

- 12 ・ 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観
13 測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- 14 ・ 最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区に
15 において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で
16 表現して、津波が到達中であることを伝える。

1 (※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- 2 ・ 沖合で観測された津波の第一波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測さ
3 れた最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観
4 測値から推定される沿岸での推定値（第一波の推定到達時刻、最大波の推定到
5 達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。
- 6 ・ 最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動へ
7 の影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又
8 は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低
9 い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）及び「推定値」（沿岸での
10 推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- 11 ・ 沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対
12 応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値に
13 ついては数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であること
14 を伝える。

15 (2) 津波警報等の伝達受理

16 津波は、地震発生後極めて短時間に沿岸に到達するおそれがあるので、津波警報等が
17 発表された場合、防災関係機関は津波警報等伝達系統図により、可能な限り迅速、的確
18 に伝達する。

19 また、津波予報・津波情報の伝達は、津波警報等の伝達に準じて行う。

20 ア 福島地方気象台

21 福島県を対象区域として津波警報等又は津波予報・津波情報を受理したときは、津波
22 警報等伝達系統図により速やかに伝達する。

23 イ 県

24 福島地方気象台から通報される情報は、県総合情報通信ネットワークにより直ちに町、
25 消防機関、県出先機関に伝達する。

26 大津波警報（特別警報）の情報を受けたときは、直ちに町に通知する。

27 ウ 町

28 町は、津波警報等が発令されたときは、防災行政無線等により沿岸地域の住民及び観
29 光客、釣り客等に避難の指示を行う。

30 また、津波予報及び津波情報の受理後は、ラジオ、テレビの報道に特に注意をすると
31 ともに、的確な情報の把握に努める。

32 エ 警察本部

1 警察本部は、双葉警察署を通じ、町に津波警報等を伝達する。

2 **オ 福島海上保安部**

3 (ア) 船舶関係団体、企業等に対し、電話、一斉FAX等により周知する。

4 (イ) 被害が予想される地域の周辺海域の在泊船舶に対しては、船艇、航空機等を巡回
5 させ、訪船指導の他、拡声器、たれ幕等により周知する。

6 (ウ) 航行船舶に対しては、航行警報又は安全通報等により周知する。

7 (エ) 被害が予想される地域の沿岸海域の住民や海水浴客等に対しては、船艇、航空機
8 等を巡回させ、拡声器、たれ幕等により周知する。

9 **カ 東(西)日本電信電話株式会社**

10 大津波警報（特別警報）及び津波警報を受理したときは、一般通信に優先してFAX
11 により直ちに町に伝達する。

12 **キ 放送機関**

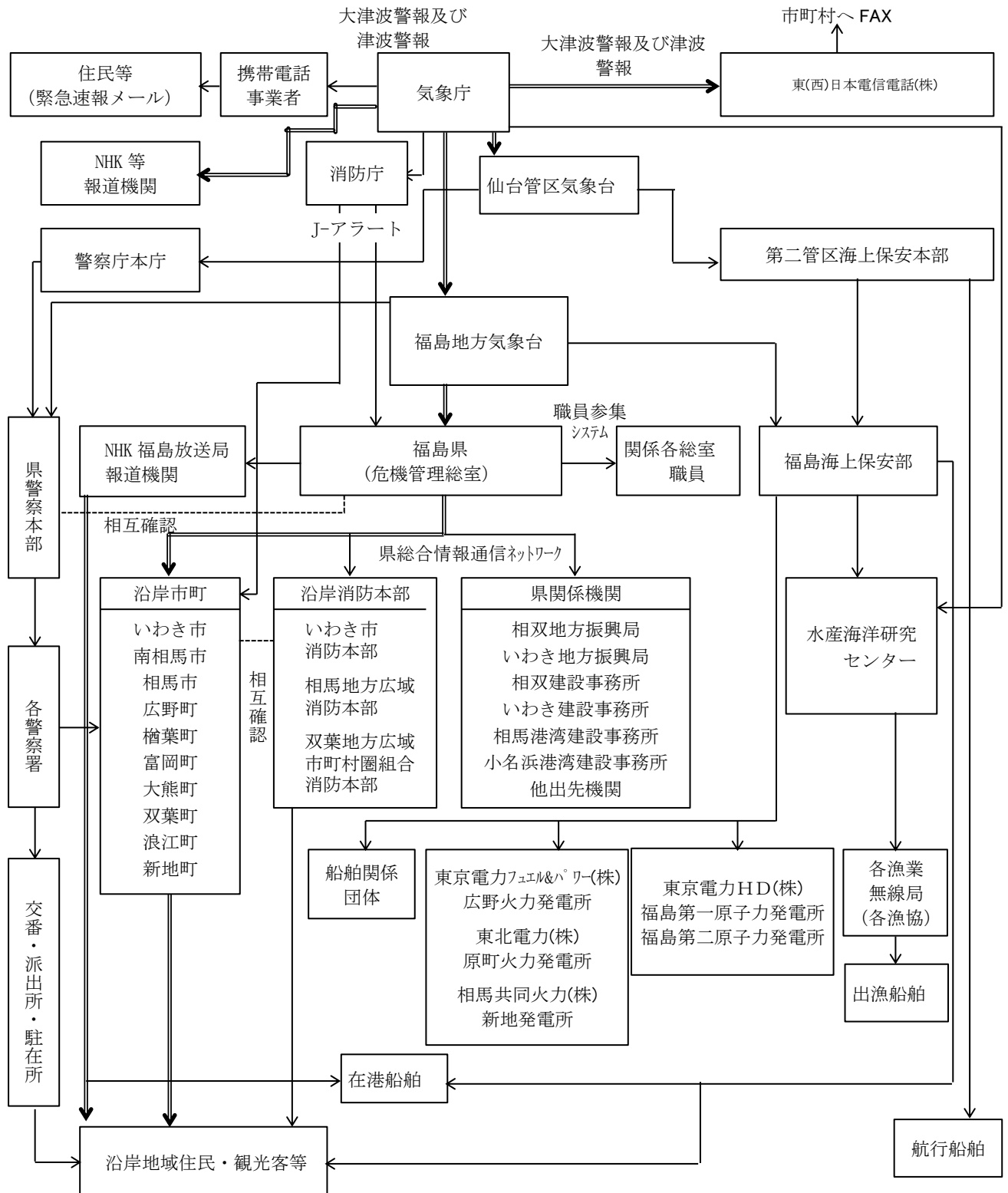
13 放送機関は、津波警報等の情報を受けたときは、その情報を速やかに放送するよう努
14 める。

15 NHK福島放送局は、大津波警報（特別警報）及び津波警報の情報を受けたときは、
16 その情報を直ちに放送する。

17 **ク 携帯電話事業者**

18 携帯電話事業者は、気象庁から大津波警報及び津波警報を受理したときは、緊急速報
19 メールにより町エリアに配信する。

1 図表2-24 津波警報等伝達系統図



※二重線の経路は特別警報発表時に伝達、通知又は周知の措置が義務づけられている。

★東日本電信電話(株)が被災するなど伝達を受けられないときは、西日本電信電話(株)が代わりに受信し、伝達する。

1 (3) 異常を発見した場合の通報

2 異常を発見した場合の通報については、「第1編第3章第3節1(5)」を参照するも
3 のとする。

4 (4) 避難指示等の発令

5 ア 津波監視

6 町は、津波注意報が発表されたときは、消防機関と協力をして、直ちに津波監視を行
7 う。津波監視を行う場合は、監視に従事する者の安全確保に十分な配慮を行う。

8 また、津波警報が発表された場合は、津波監視よりも、海浜にある者や沿岸住民への
9 津波情報の広報、伝達並びに避難の指示を最優先に行う。

10 イ 津波の自衛措置

11 近海で地震が発生した場合、津波警報等の発表以前であっても、津波が来襲するおそ
12 れがあるため、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い
13 時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、町は、消防本部、消防団、警察官及び自主
14 防災組織等と協力し、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、急い
15 で高台等安全な場所に避難するよう指示をする。

16 ウ 避難指示

17 町は、津波災害から人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、以下の基準に基づ
18 き、地域住民等に対して避難指示を行う。なお、どのような津波であれ、危険地域から
19 の一刻も早い避難が必要であることから、「高齢者等避難」は発令せず、基本的には「避
20 難指示」のみを発令する。

21 図表2-25 気象庁の津波情報による発令基準

発令基準	避難指示の対象・内容等
津波注意報が発表されたとき	海浜にある者に対し、直ちに海浜から退避するよう避難指示を発令する。
津波警報が発表されたとき	避難対象地域及び周辺の沿岸にある者に対し、直ちに避難指示を発令し、その周知徹底を図る。
大津波警報が発表されたとき	特に、大津波警報が発表されたときは、避難対象地域を越えて津波被害が発生するおそれがあるため、避難対象地域周辺の地域に対しても避難指示を発令する。

22

23

1 図表2-26 その他の発令基準

発令基準	発令する避難指示等の内容等
津波監視により異常を認めた場合	避難対象地域にある者に対し、速やかに避難指示を発令する。
停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合（町長が気象業務法施行令第10条の規定に基づき、自ら災害に関する警報を発令する場合）	避難対象地域及び周辺の地域に対し、直ちに避難指示を発令する。

2 (注)避難指示の解除については、避難指示発令の基準としている大津波警報、津波警報、津波注意
3 報が解除された段階を基本として、解除するものとする。
4 浸水被害が発生した場合の解除については、避難指示発令の基準としている津波警報等が解除され、
5 かつ住宅地等での浸水が解消した段階を基本として、解除するものとする。

6 **エ 発令の手順**

7 避難指示の発令は、町長の指示により、行う。ただし、地震発生時や地震発生直後に
8 町長と連絡が取れない場合には、「第1編第3章第10節」に定める順位により避難指示
9 を発令するものとする。

10 **オ 県への報告**

11 このことについては、「第1編第3章第10節2(3)」を参照するものとする。

12 **カ 県による避難の指示等**

13 地震や津波により、町が被災しその全部又は大部分の事務を行うことができなくなっ
14 た場合は、県が避難の指示等を行う。

15 **(5) 住民等への伝達**

16 **ア 町の措置**

17 町は、津波警報等や避難指示の伝達にあたっては、沿岸地域の住民、公私の団体はも
18 とより、走行中の車両、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、あら
19 ゆる手段を用いて住民等へ伝達するよう努める。

20 具体的な伝達手段については、次のとおりとする。

- 21 (ア) 町防災行政無線（同報系）
- 22 (イ) 広報車
- 23 (ウ) ソーシャルネットワークサービス（SNS）
- 24 (エ) 携帯電話への緊急速報メール

1 (d) 行政区、自主防災組織等の連絡網

2 (e) 津波フラッグ

3

4 なお、伝達に当たっては、消防本部、消防団、警察官及び自主防災組織等の協力を得
5 て、外国人や聴覚障がい者、視覚障がい者、一人暮らし高齢者などの要配慮者にも的確
6 に伝わること等に配慮する。

7 イ 警察官の措置

8 警察官は、津波警報等が発表された場合又は津波のおそれがある場合において、町長
9 が避難の指示をすることができないと認めるとき、町長から要求があったとき又は危険
10 が切迫していると警察官自ら認めるときは、沿岸住民、海浜利用者等に対して避難の指
11 示を行う。

12 警察官は、避難の指示をしたときは、直ちにその旨を町長に通知を行う。

13 ウ 海上保安官の措置

14 海上保安官は、津波警報等が発表された場合又は津波のおそれがある場合は、巡視船
15 艇、航空機を巡回させ、磯釣り客、港湾工事関係者、海浜利用者等に対して避難の指示
16 を行う。

17 海上保安官は、避難の指示をしたときは、直ちにその旨を町長に通知を行う。

18 エ 県の措置

19 県は、大津波警報及び津波警報が発表された場合は、緊急速報メールやSNSを利用
20 して町の住民等に周知するとともに、放送事業者への情報提供により町が行う避難指示
21 の伝達を援助する。

22 3 住民等の避難誘導、交通等の確保

23 【総括班、被害調査班、避難支援班、戸籍税務部、建設部、住民生活部、健康福祉部、
24 消防本部、消防団】

25 (1) 住民等の避難誘導

26 ア 町の措置

27 町は、消防職員、消防団員、警察官、町職員など避難誘導や防災対応にあたる者の安
28 全が確保されることを前提とした上で、あらかじめ作成した「避難誘導活動の手引き」
29 等の定めに従い、予想される津波到達時間も考慮しつつ、避難の広報や避難誘導、避難
30 行動要支援者の避難支援等を行うものとする。

31 イ 避難行動要支援者の避難

1 町は、避難行動要支援者の避難について「第1編第3章第22節」に定めるところによ
2 り、避難行動要支援者名簿や個別計画に基づき、避難誘導等を実施するとともに、高齢
3 者、児童、傷病者、障がい者等の要配慮者に対する支援や外国人、出張者及び旅行者等
4 に対する誘導など、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ適切な対応を実施す
5 る。

6 なお、避難行動要支援者の避難支援を行う避難支援等関係者も、自らの安全確保を前
7 提として避難支援を行うものとする。

8 **ウ 乗客等の避難誘導**

9 JR東日本は、列車の乗客及び駅周辺にいる者について、速やかに高台など安全な避
10 難場所に避難誘導するものとする。

11 **(2) 住民等がとるべき避難行動**

12 **ア 自主的な避難**

13 住民は、津波が予想される地震が発生した場合又は津波警報等が発表された場合、町
14 等からの避難指示の発令や避難誘導を待つことなく、指定緊急避難場所に自ら速やかに
15 避難を行う。

16 **イ 避難の方法**

17 避難の方法は、原則として徒歩とする。

18 ただし、津波到達時間、指定緊急避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状
19 況等により必要な場合は、あらかじめ定められた方策により、自動車による避難を行う。

20 **(3) 道路交通の確保**

21 町は、警察本部その他関係機関と協力して、あらかじめ定めた計画に基づき、津波来
22 襲のおそれがある地域及び避難路の交通規制を実施する。

23 道路管理者は、情報板などにより津波発生に関する情報や、地震被害による通行規制
24 情報の提供に努めることとし、避難場所へのアクセス道路等について、災害を防除す
25 るための必要な措置を講ずるものとする。

26 **(4) 鉄道の確保**

27 走行路線に津波の発生により危険度が高いと予想される区間がある場合、津波の来襲
28 や津波来襲後の漂流物により運行に支障が生じた場合等における運行の停止、その他運
29 行上の措置及び漂流物発生対策等の措置を講ずるものとする。

4 関係機関の措置及び応急対策

(1) 被害状況等の収集・報告

このことについては、「第1編第3章第3節」を参照するものとする。

(2) 消防機関等の活動

ア 消防本部及び消防団の対策

町は、消防機関及び消防団が津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定め、実施するものとする。

(ア) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達

(イ) 津波からの避難誘導

(ウ) 自主防災組織等の「津波避難計画」作成等に対する指導

(エ) 救助・救急等

(オ) 緊急消防援助隊等応援部隊の進出・活動拠点の確保等

イ 施設管理者の措置

施設管理者等は、地震や津波が発生した場合は、次のような措置をとるものとする。

(ア) 所管区域内の監視、警戒

(イ) 水門及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置

(ウ) 資機材の点検、整備、配備

(3) 町の応急対策

津波災害時の町の応急対策については、「第1編第3章」に定めるほか、以下のとおりとする。

ア 工事中の建築物等に対する措置

地震が発生した場合は、町が自ら管理又は運営する建築物その他の工作物又は施設のうち、工事中のものについては、工事を中断するものとする。

イ 内水処理の対応

津波等により浸入した水の排除等が必要となった場合、水防法第32条に基づき、国が特定緊急水防活動を行うことができるとされていることから、水防管理者（町長）は、人命救助等を迅速に行えるよう、県・国と連携してこれに取り組むものとする。

(4) 公共インフラ関係の対応

ア 水道

双葉地方水道企業団は、津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等によ

1 る二次災害を軽減させるための措置を実施する。

2 **イ 電気**

3 東北電力(株)及び東北電力ネットワーク(株)は、津波から円滑な避難を確保するため、
4 津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等が必要なことから、電力供給や早期復旧のため
5 の体制確保等必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者
6 によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施するものとする。

7 **ウ ガス**

8 ガス事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のため
9 の利用者によるガス栓閉止、液化石油ガスボンベの転倒防止等必要な措置に関する広報
10 を実施するものとする。

11 **エ 通信**

12 電気通信事業者は、津波警報等の情報を確実に伝達するよう、必要な通信を確保する
13 ため、電源の確保・地震発生後の輻輳時の対策等の措置を行うものとする。

14 **オ 放送**

15 (ア) 放送事業者は、放送が居住者等及び観光客等への情報の正確かつ迅速な伝達のため
16 に不可欠なものであることから、地震発生時には津波に対する注意喚起に努め
17 るとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努めるものとする。

18 (イ) 放送事業者は、各計画主体と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、
19 ライフラインに関する情報、津波警報等、防災関係機関や居住者等及び観光客等
20 が津波からの円滑な避難を行うために必要な情報の提供に努めるよう留意するも
21 のとする。

22 (ウ) 発災後も円滑に放送を継続し、津波警報等を報道できるようあらかじめ必要な要
23 員の配置、施設等の緊急点検その他の被害防止措置を講ずるものとする。

第4節 津波災害復旧・復興計画

【復興推進部】

1 津波防災まちづくり

東日本大震災からの復興では、町及び県は、津波による被害を受けた被災地について、津波に強いまちづくりを図る観点から、住民等の参加の下、高台移転も含めた総合的な市街地の再整備を実施しており、再び津波被害があった際には、それまで実施してきた津波防災まちづくりについても津波被害の状況に応じて適切に見直しを行うものとする。その際、時間の経過とともに被災地域への再移転が行われないよう、土地利用制限や建築制限等についても見直しを行うものとする。

町及び県は、防災まちづくりに当たっては、必要に応じ、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画の策定や、できるだけ短時間で避難が可能となるよう緊急避難場所（津波避難ビル等を含む）、避難路・避難階段等の避難関連施設を都市計画と連携して計画的に整備すること等を基本的な目標とするものとする。この際、都市公園、河川等のオープンスペースの確保等については、単に避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十分住民に対し説明し、理解と協力を得るよう努めるものとする。

2 その他復旧、復興のための措置

津波災害からの施設の復旧や被災者への支援、生活再建及び産業の再建については、「第1編第4章」の各節により実施するものとする。

なお、津波災害は、沿岸部の農林業者に対して壊滅的な被害をもたらす場合があることから、農地の塩害対策等に十分留意するものとする。